

京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』第十九翻刻・校注（一）

清水 浩子
佐野 誠子

はしがき

『天地瑞祥志』は、唐代、薩守真による天文を中心とした専門類書であり、日本にのみ残された佚存書である。2011年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会（代表・水口幹記）を立ち上げ、輪讀會を行ってきた。これまで、水口幹記、田中良明による第一の翻刻・校注を『藤女子大学國文學雑誌』93号、94号（2015年11月、2016年3月）に掲載したのを皮切りに、いくつかの雑誌・書籍において翻刻・校注を掲載してきた。本『名古屋大学中国語学文学論集』では、第29輯（2015年12月）に佐野誠子、佐々木聡による第十四の翻刻・校注を、第31輯（2018年2月）に山崎藍、佐野誠子、佐々木聡による第十七前半（甕まで）の翻刻・校注を、第32輯（2019年2月）に佐野誠子、松浦史子による第十七後半の翻刻・校注を掲載した。ここに第十九はじめから犬項までの翻刻・校注を掲載する。『天地瑞祥志』についての詳細な解説は、『藤女子大学國文學雑誌』93号掲載の水口幹記による序を参照されたい。

この第十九はじめから犬項（全體の約四割に當る分量）の翻刻・校注は清水浩子（獸・麒麟・象・馬・牛）、佐野誠子（羊・犬）の二名が擔當したが、この成果は決して二名だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを附言しておく。

最後に、本書の畫像の掲載を許可して下さった京都大学人文科学研究所に記して謝意を示したい。

凡例は第29輯に掲載の第十四翻刻・校注を参照されたい。本稿では、わかりやすさのため、各項目の通し番號の前に項目名をつけた。また、前田尊經閣文庫本による校注もそれぞれの執筆者が行った。

翻刻・校注

一、 獸總載

【概要】

この篇では麒麟以下蛟螭に至るまでの基本は四足の動物についての吉凶について述べるが、白澤や龍のような現代の動物学では架空と思われるような動物についても立項する。まず、二足の禽類とはことなる獸の概念から検討されているが、吉凶を論じるため占術書からの引用が多い。また、一方で正史である『漢書』や『續漢書』の五行志などにおける禽獸にまつわる吉凶についての記述も多数引用されている。

獸總載 01 ①

麒麟 象 馬 牛 羊 犬 虎 狼 熊 猪 麋 麀 麋 麋 麋 鹿 麋 驂 牙 狐 菟
猿 狸 獺 獺 犀 解 豸 兕 白澤 狡 比肩 周巾 角端 狸力 長舌 猓 朱厭
犵 朱儒 蜚 蝮 鼠〈服翼附見〉 龍 虵 蛟螭

獸總載 01 ②

麒麟 象 馬 牛 羊 犬 虎 狼 熊 猪 麋 麀 麋 麋 麋 鹿 麋 驂 牙 狐 菟
猿 狸 獺 獺 犀 解 豸 兕 白澤 狡 比肩 周巾 角端 狸力 長舌 猓 朱厭 犵
朱儒 蜚 蝮 鼠〈服翼附見〉 龍 虵 蛟螭

獸總載 01 ③

麒麟 象 馬 牛 羊 犬 虎 狼 熊 猪 麋 麀^{しゅ} 麋^{きん} 麋^き 鹿 麋 驂 牙 狐 菟
猿 狸 獺 獺^{かいち} 犀 解^し 豸 兕 白澤 狡 比肩 周巾 角端 狸力 長舌 猓 朱厭 犵
朱儒 蜚 蝮 鼠〈服翼附見〉 龍 虵 蛟螭

二、獸

【概要】

獸の出現の仕方によって吉凶を判断する例が挙げられている。先ずはどの方位から來るかということが問題になるが、その占いは風角占と同じであることが『翼氏風角占』を引用して述べられている。續けて獸の角や足の数の問題、獸と軍隊の關係が説かれる。

獸 01 ①

爾雅曰四足而毛謂之獸〈収又反去〉

獸 01 ②

『爾雅』曰、「四足而毛。謂之獸。」〈収又反。去。〉

獸 01 ③

『爾雅』に曰く、「^(一)四足にして毛あり。之を獸と謂ふ。」と。^(二)収又の反。去。〉

獸 01 ④

- (一) 『爾雅』釋鳥にみえる。また『博物志』卷四にも出處を示さない同様の記述あり。
(二) 『玉篇』卷二三互部「獸」字「式又切」、『廣韻』卷四「獸」字「舒救切」。

獸 02 ①

翼氏風角占曰百獸禽与風占同有刑德及五方已德方来有慶賀之事〈謂罡日在其鄉柔日在夫鄉也〉刑来有凶事〈謂子日刑在卯之類也〉五方德端命罰刑也德来有慶賀大人之事〈謂今日在母^[1]鄉〉端来朋友兄弟正直人事〈謂今日在類鄉〉命来有親急人言語之事〈謂今日在子鄉〉命罰来奸欺下賤之事〈謂今日在財鄉〉刑来有罪人及鬼神之事〈謂今日在鬼鄉〉

[1] 母の字の右旁、人文研本「戎本女」三字あり。尊經閣本は「或本女」に作る。

獸02②

『翼氏風角占』曰、「百獸禽與風占同。有刑德及五方已。德方來有慶賀之事〈謂罡日在其鄉、柔日在夫鄉也。〉。刑來有凶事〈謂子日刑在卯之類也。〉。五方德端命罰刑也。德來有慶賀・大人之事〈謂今日在母鄉。〉。端來朋友・兄弟・正直人事〈謂今日在類鄉。〉。命來有親急人・言語之事〈謂今日在子鄉。〉。命罰來奸欺・下賤之事〈謂今日在財鄉。〉。刑來有罪人及鬼神之事〈謂今日在鬼鄉。〉。」

獸02③

『翼氏風角占』に曰く、「^(一)百獸の禽と風占と同じ。刑徳の五方に及ぶ有るのみ。徳方より來たれば慶賀の事有り〈罡日は其の郷に在り、柔日は夫の郷に在るを謂ふ。〉。刑より來たれば凶事有り〈子日刑は卯に在るの類を謂ふなり。〉。五方の徳端^{ただ}しければ罰刑を命ずるなり。徳より來たれば慶賀・大人の事有り〈今日は母郷に在るを謂ふ。〉。端より來たれば朋友・兄弟・正直の人の事あり〈今日は類郷に在るを謂ふ。〉。命より來たれば親急の人・言語の事有り〈今日は子郷に在るを謂ふ。〉。命罰より來たれば奸欺・下賤の事あり〈今日は財郷に在るを謂ふ。〉。刑より來たれば罪人及び鬼神の事有り〈今日は鬼郷に在るを謂ふ。〉。」と。

獸02④

(一) 『翼氏風角占』は、漢翼奉『風角要候』か。『隋書』經籍志子部五行類。このみにみえる佚文。

獸03①

瑞應圖曰三角獸王者承先王法度不遺闕則至一角獸太平之徵六足獸王者謀及庶人則至
山海經曰馬身虎牙爪黑尾一角名曰駮〈布角反入〉一角一目名曰羆〈都貢反去〉狀如羊而無口不可煞名曰羆〈患班反平〉牛尾一角名曰騊〈蒲角反入〉皆怪獸也

獸03②

『瑞應圖』曰、「三角獸王者承先王法度、不遺闕、則至。一角獸太平之徵。六足獸王者謀及庶人、則至。」

『山海經』曰、「馬身虎^{□ □ □}牙爪黑尾一角名曰駮〈布角反。入。〉。一角一目名曰羆〈都貢反。去。〉。狀如羊而無口、不可殺、名曰羆〈患班反。平。〉。牛尾一角名曰騊〈蒲角反。入。〉。」皆怪獸也。

獸03③

『瑞應圖』に曰く、「^(一)三角獸王者は先王の法度を承け、闕を遺さざれば、則ち至る。一角獸

は太平の徴なり。六足獸は王者の謀 庶人に及べば、則ち至る。」と。

『山海經』に曰く、^(二)「馬身虎牙爪黑尾一角なるを名づけて駮と曰ふ〈布角の反。入。〉。一角一目を名づけて羴と曰ふ〈都貢の反。去。〉。状は羊の如くして口無く、殺すべからざるを、名づけて羴と曰ふ〈患班の反。平。〉。牛尾一角なるを名づけて駮と曰ふ〈蒲角の反。入。〉。」と。皆怪獸なり。

獸03④

(一)『唐開元占經』卷一一六、三角獸に引く『瑞應圖』に同内容がみえる。また同内容は『宋書』卷二八、五行志にもあり。

(二)それぞれ『山海經』西山經、北山經、南山經、北山經にみえる。

(三)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「甫角切」、『廣韻』卷五「駮」字「北角切」。

(四)『玉篇』卷二三羊部「羴」字「都弄切」、『廣韻』卷一「羴」字「德紅切」。

(五)『玉篇』卷二三羊部「羴」字「胡關切、又胡曼切」、『廣韻』卷一「羴」字「于權切」。

(六)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「歩忽切」、『廣韻』卷五「駮」字「蒲沒切」。

獸04①

京房曰野狩入邑有流血不出一二年君死入里市不出千日有暴兵入人家且空入軍 必敗

太公兵書曰猛獸死於軍前有大功小獸入軍宜移也

百廿占曰野獸与六畜交者此人君淫外國女為行亡其國若所不出三年大師來加國土野禽獸來所於邑朝不出三年大師至外内乱出走野獸在王門大臣有殃野獸來死於朝市不出三年兵大起

獸04②

京房曰、「野狩入邑有流血、不出一二年、君死。入里市、不出千日、有暴兵。入人家、且空。入軍、軍必敗。」

『太公兵書』曰、「猛獸死於軍前、有大功。小獸入軍、宜移也。」

『百廿占』曰、「野獸與六畜交者、此人君淫、外國女爲行、亡其國。若鬪、不出三年、大師來加國土。野禽獸來鬪於邑朝、不出三年、大師至外、内亂出走。野獸在王門、大臣有殃。野獸來死於朝市、不出三年、兵大起。」

獸04③

京房曰く、^(一)「野狩して邑に入りて流血有れば、一年を出でずして、君死す。里市に入れば、千日を出でずして、暴兵有り。人家に入れば、且に空ならんとす。軍に入れば、軍は必ず敗る。」と。

『太公兵書』に曰く、^(二)「猛獸の軍前に死すれば、大功有り。小獸の軍に入れば、宜しく移るべきなり。」と。

『百廿占』に曰く、^(三)「野獸と六畜と交はれば、此れ人君淫にして、外國の女と行を爲し、其の國を亡ふ。若し鬪へば、三年を出でずして、大師來たりて國土を加ふ。野禽獸來たりて邑朝に鬪へば、三年を出でずして、大師外に至り、内亂ありて出走す。野獸王門に在れば、

大臣に殃有り。野獸來たりて朝市に死すれば、三年を出でずして、兵大いに起こる。」と。

獸04④

- (一) 『唐開元占經』卷一一六、野獸入宮邑および野獸死邑中に京房曰として引用あり。
- (二) 『本邦殘存典籍』は『太公兵法』の佚文として採録する。『隋書』經籍志子部兵類。
- (三) 『唐開元占經』卷一一六、野獸與六畜飛鳥交及鬪が引用する『握鏡』に類似した内容が見える。

三、 麒麟

『瑞應圖』を引用して麒麟の種類やその特徴を説明し、『漢書』や『東觀漢記』によって漢代の獲麟の記述を紹介する。見出し左脇に元は圖があったと思われる空白がある。

麒麟01①

麒麟 <渠之反理因反>

麒麟01②

麒麟 <渠之反。理因反。>

麒麟01③

麒麟 <渠之の反。理因の反。>

麒麟01④

- (一) 『玉篇』卷二三鹿部「麒」字「渠之切」、卷二三鹿部「麟」字「力真切」、『廣韻』卷一「麒」字「渠之切」、卷一「麟」字「力珍切」。

麒麟02①

瑞應圖曰麒麟者仁獸也 <牡曰麒牝曰麟> 不刳胎剖肥則來在郊麋身而牛尾狼鳴而角頭有肉黃色而馬足含仁而戴義音中鍾呂步中規行中矩遊必擇土翔而後處不踐生虫不折生草不食不義不飲汙池不入坑坎不行羅網明王動則有儀靖則有客牡鳴曰遊聖牝鳴曰歸和春鳴曰扶幼夏鳴曰養綏王者至仁則至

漢書曰孝武元狩元年行幸雍祠五時獲白麟改為元狩元年也麒麟也麟与也蓋与明王聖德為期應也角上載穴示不傷也

東觀日章帝時麟五色五十一見宣帝時一見

麒麟02②

『瑞應圖』曰、「麒麟者仁獸也 <牡曰麒、牝曰麟。>。不刳胎剖肥、則來在郊。麋身而牛尾、狼鳴而角頭有肉、黃色而馬足。含仁而戴義、音中鍾呂、步中規、行中矩、遊必擇土、翔而後處、不踐生蟲、不折生草、不食不義、不飲汙池。不入坑坎、不行羅網。明王動則有儀、靖則有客。牡鳴曰遊聖、牝鳴曰歸和。春鳴曰扶幼、夏鳴曰養綏。」王者至仁則至。

『漢書』曰、「孝武元狩元年行幸雍、祠五時。獲白麟。改爲元狩元年也。」麒麟、期也。麟、與也。蓋與明王聖德爲期應也。角上載肉示不傷也。

『東觀』曰、「章帝時、麟五色五十一見、宣帝時一見。」

麒麟 02 ③

『瑞應圖』に曰く、「^(一)麒麟とは仁獸なり〈牡を麒と曰ひ、牝を麟と曰ふ〉。胎を剖き肥を剖かざれば、則ち來たりて郊に在り。麋身にして牛尾、狼鳴して角頭に肉有り、黄色にして馬足なり。仁を含めば而ち義を載せ、音は鍾呂に中り、歩は規に中り、行は矩に中り、遊ぶに必ず土を擇び、翔けて後に處り、生蟲を踐まず、生草を折らず、不義を食らはず、汚池に飲まず。坑坎に入らず、羅網に行かず。明王動けば則ち儀する有り、靖なれば則ち客する有り。牡の鳴くを遊聖と曰ひ、牝は歸和と鳴く。春に鳴くを扶幼と曰ひ、夏に鳴くを養綏と曰ふ。」と。王者至仁なれば則ち至る。

『漢書』に曰く、「^(二)孝武は元狩元年に雍に行幸し、五時を祠る。白麟を獲たり。改めて元狩元年と爲すなり。」と。麒麟は期なり。麟は與なり。蓋し明王の聖德を與^{あづか}りて期を爲すの應なり。角上に肉を載するは傷つけざるを示すなり。

『東觀』に曰く、「^(三)章帝の時、麟五色なるもの五十一たび見^{あら}はる、宣帝の時一たび見はる。」と。

麒麟 02 ④

- (一) 『宋書』卷二八、符瑞志に類似した内容がみえる。末尾の「王者至仁則至」はなし。
- (二) 『漢書』卷六、武帝本紀にみえる。改元のことは、顔師古注が引く應劭注にあり。
- (三) 『東觀漢記』卷二にみえる。同内容は『宋書』卷二八、符瑞志、『藝文類聚』卷九八、祥瑞部・麟、『太平御覽』卷八八九、獸部・麒麟にもみえるが、「麒麟」もしくは「麟」とのみあり、五色とは書かれない。

四、象

『瑞應圖』を引用して象の出現の理由を説明し、『春秋運斗樞』、『續漢書』の引用によって具体的な出現の様子を紹介する。

象 01 ①

象〈似養反上〉

象 01 ②

象〈似養反。上。〉

象 01 ③

象^(一)〈似養の反。上。〉

象 01 ④

(一)『玉篇』卷二三象部「象」字「似養切」、『廣韻』卷三「象」字「徐兩切」。

象 02 ①

瑞應圖曰白象者政教得於四方則至又曰王者白養則負不死藥為出也

春秋運斗樞曰變江唯之祠斬伐無度則象八足陰赴翔〈大陰之物是故行八方臣自恣之甚也〉

續漢書曰延熹五年驚馬興逸象妖入宮

象 02 ②

『瑞應圖』曰、「白象者政教得於四方、則至。」又曰、「王者白養則負不死藥為出也。」

『春秋運斗樞』曰、「變江淮之祠、斬伐無度、則象八足、陰赴翔。」〈大陰之物、是故行八方、臣亦自恣之甚也。〉

『續漢書』曰、「延熹五年、驚馬與逸象妖、入宮。」

象 02 ③

『瑞應圖』に曰く^(一)、「白象は政教を四方に得れば、則ち至る。」と。又た曰く、「王者白養すれば、則ち不死の薬を負ひて出づるを爲すなり。」と。

『春秋運斗樞』に曰く^(二)、「江淮の祠を變じ、斬伐するに度無ければ、則ち象は八足にして陰赴翔す。」と。〈大陰の物、是の故に八方に行き、臣も亦た自ら恣^{ほししま}にすることの甚しきなり。〉

『續漢書』に曰く^(三)、「延熹五年、驚馬と逸象との妖、宮に入る。」と。

象 02 ④

(一)共に『唐開元占經』卷一一六、象の引く『瑞應圖』にみえる。

(二)『唐開元占經』卷一一六、象の引く『運斗樞』にみえる。

(三)『續漢書』第一七、五行志・馬禍および『後漢書』卷七、桓帝本紀にみえる。また『唐開元占經』卷一一六、象は、同内容を『東觀漢記』からとして引用する。

五、馬

『爾雅』の引用によって馬の種類やその特徴を述べ、緯書や『瑞應圖』によって馬の出現による吉凶を述べ、『漢書』などの史書によって馬の出現による各皇帝の経緯を紹介する。また、京房『易傳』などの引用で「妖」の出現によっていかなる結果となるかが説明される。

馬 01 ①

馬〈莫雅反上〉

澤馬〈直格反入〉騰馬〈杜登反胡光反平〉玉馬〈魚祿反入〉龍馬〈閭恭反平〉駁白豨〈馬古反〉

馬 01 ②

馬〈莫雅反。上。〉

澤馬〈直格反。入。〉騰馬〈杜登反。胡光反。平。〉玉馬〈魚祿反。入。〉龍馬〈閭恭反。平。〉駁白豨〈馬古反。〉

馬 01 ③

馬^(一)〈莫雅の反。上。〉

澤馬^(二)〈直格の反。入。〉騰馬^(三)〈杜登の反。胡光の反。平。〉玉馬^(四)〈魚祿の反。入。〉龍馬^(五)〈閭恭の反。平。〉駁白豨^(六)〈馬古の反。〉

馬 01 ④

(一)各見出しに馬の繪が附される。圖参照。『玉篇』卷二三馬部「馬」字「莫把切」、『廣韻』卷三「莫下切」。

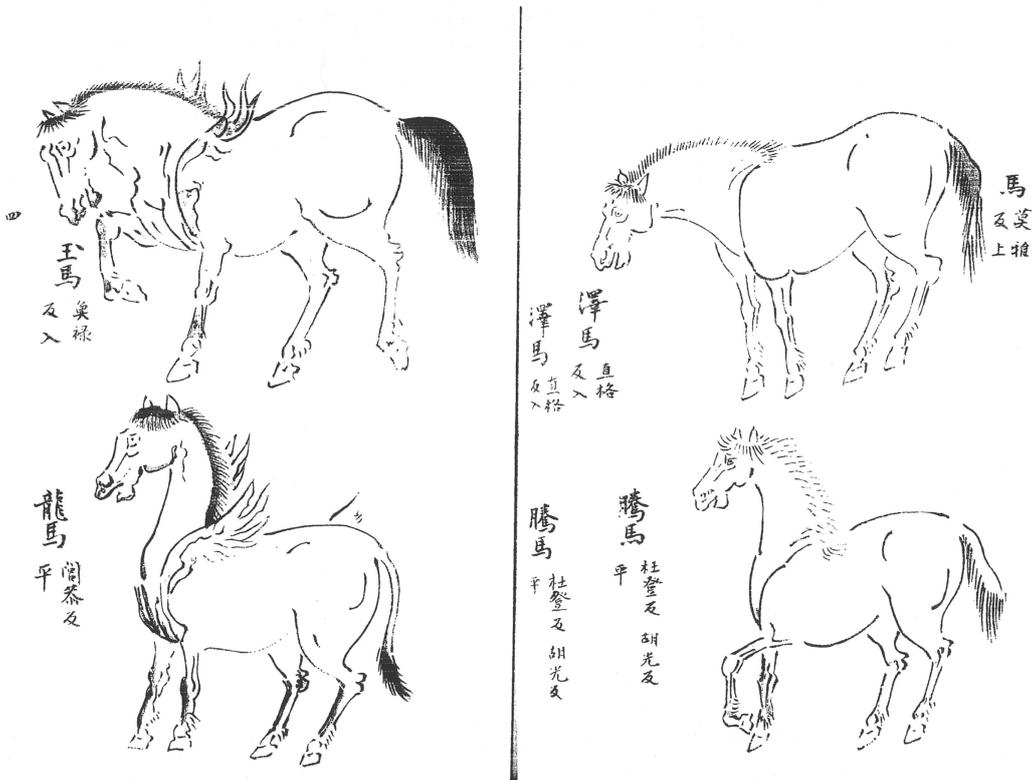
(二)『玉篇』卷一九水部「澤」字「直格切」、『廣韻』卷五「澤」字「場伯切」。

(三)『玉篇』卷二三馬部「騰」字「大登切」、『廣韻』卷二「騰」字「徒登切」。

(四)『玉篇』卷一玉部「玉」字「魚祿切」、『廣韻』卷五「玉」字「魚欲切」。

(五)『玉篇』卷二三龍部「龍」字「力恭切」、『廣韻』卷一「龍」字「力鍾切」。

(六)駁白豨に附せられた「馬古反」の反切注は、どの字音ともあわず不詳。



馬 02 ①

爾雅曰馬膝上皆白惟鼻〈之偷反去〉四骹皆白為驢〈似陵反平〉四蹄白為駟〈辭田反今踰雪馬〉前足皆白為騃〈胡雞反平〉後足白為猢〈渠廡反平〉前左足白啓〈上〉左蹄後右足白為驤〈思揚反平〉駟馬白腹為駟〈語園反赤色黑髮曰聊平〉驢馬白跡為驢〈維律反入黑曰驢羊〉本尾白為騃〈於諫反尾林也去〉尾白為駟〈呂唐反平〉白達素縣〈素鼻莖〉面頰皆白為惟駟〈莫江反平頰頰也又雜亂之駟為駟〉驢馬黃脊為驢〈似立反又驢上〉青驢為驢驢〈上滾振反平下徒何反今連錢驢也白馬黑脊曰驢白馬異髮曰驢〉形白雜色為駟〈胡加反平今赭白馬〉蒼白雜毛為騃〈至惟反平炎色在青白間〉黃白雜毛為駟〈浦悲反今桃華也平〉白馬黑脊為駟〈旦緣反平〉白馬黑髮為駟〈力各反入〉青驢為駟〈胡眠反平錢驢也〉黃馬黑喙為駟〈古鞞反平〉

白頰至脊為駟〈五幹反去〉頰白駟〈五角反入〉頰白顛為駟〈都麼反入〉驢白為駟〈補道反今上焉驢〉赤黃為駟〈息營反平〉一目白為駟〈胡難反又為駟平〉兩目白為瞻〈語居反似魚目平〉馬臥土中為駟〈張扇反去〉白馬黑脊為駟〈張連反平〉白黑雜為駟〈補卓反入〉色如華而赤為駟〈胡瓜反今驢馬也〉白馬背黃為駟〈胡光反平〉

馬 02 ②

『爾雅』曰、「馬膝上皆白惟鼻〈之偷反。去。〉、四骹皆白為驢〈似陵反。平。〉、四蹄白為駟〈辭田反。今踰雪馬。〉、前足皆白為騃〈胡雞反。平。〉、後足白為猢〈渠廡反。平。〉、前左足白啓〈上。〉、左白蹄、後右足白為驤〈思揚反。平。〉、駟馬白腹為駟〈語園反。赤色黑髮曰駟。平。〉、驢馬白跨為驢〈維律反。入。黑曰驢羊。〉、尾本白為騃〈於諫反。尾林也。去。〉、尾白為駟〈呂唐反。平。〉、白達素縣〈素鼻莖。〉、面頰皆白為惟駟〈莫江反。平。頰頰也。又雜亂之駟為駟。〉、驢馬黃脊為驢〈似立反。又驢。上。〉、青驢為驢驢〈上滾振反。平。下徒何反。今連錢驢也。白馬黑脊曰驢、白馬異髮曰驢。〉、形白雜毛為駟〈胡加反。平。今赭白馬。〉、蒼白雜毛為騃〈至惟反。平。炎色在青白間。〉。黃白雜毛為駟〈浦悲反。今桃華也。平。〉、白馬黑脊為駟〈旦緣反。平。〉、白馬黑髮為駟〈力各反。入。〉、青驢為駟〈胡眠反。平。錢驢也。〉、黃馬黑喙為駟〈古鞞之反。平。〉。

白頰至脊為駟〈五幹反。去。〉、頰白駟〈五角反。入。〉、頰白顛為駟〈都麼反。入。〉、驢白為駟〈補道反。今上烏驢。〉、赤黃為駟〈息營反。平。〉、一目白為駟〈胡難反。又為駟。平。〉、兩目白為瞻〈語居反。似魚目。平。〉、馬臥土中為駟〈張扇反。去。〉、白馬黑脊為駟〈張連反。平。〉、白黑雜為駟〈補卓反。入。〉、色如華而赤為駟〈胡瓜反。今驢馬也。〉、白馬背黃為駟〈胡光反。平。〉。

馬 02 ③

『爾雅』に曰く、「馬の膝上皆白きは惟れ鼻^(一)〈之偷の反。去。〉、四骹皆白きを驢と爲し^(三)〈似陵の反。平。〉、四蹄の白きを駟と爲し^(四)〈辭田の反。今の踰雪馬なり。〉、前の足皆白きは騃と爲し^(五)〈胡雞の反。平。〉、後の足白きは猢と爲し^(六)〈渠廡の反。平。〉、前の左足白きは啓〈上。〉、左の白きは蹄、後の右足の白きは驤と爲し^(七)〈思揚の反。平。〉、駟馬の白き腹を駟と爲し^(八)〈語園の反。赤色黒髮なるを駟と曰ふ。平。〉、驢馬の白き跨^{また}を驢と爲し^(九)〈維律の反。入。黒き

を驪羊と曰ふ。)、尾の本白きを驪あんと爲し(一〇)於諫の反。尾林なり。去。)、尾の白きを駮と爲し(一一)呂唐の反。平。)、白くして素に達するは縣素は鼻莖なり。、面頰皆白きは惟れ駮ぼうと爲し(一二)莫江の反。平。頰は額なり。又雜亂の駮を駮と爲す。)、驪馬黃脊なるを驪と爲し(一三)似立の反。又た驪。上。)、青驪を驪驪と爲し(一四)上は滾振の反。平。下は徒何の反。今の連錢驪なり。白馬にして黒脊なるを驪と曰ひ、白馬にして異髮なるを驪と曰ふ。)、彤白雜毛なるを駮と爲す(一五)胡加の反。平。今の赭白馬なり。)、蒼白雜毛なるを駮と爲し(一六)至惟の反。平。炎色の青白の間に在り。)、黃白雜毛なるを駮と爲し(一七)浦悲の反。今の桃華なり。平。)、白馬にして黒脊なるを駮と爲し(一八)且縁の反。平。)、白馬にして黒髮なるを駮と爲し(一九)力各の反。入。)、青驪を駮と爲し(二〇)胡眠の反。平。錢驪なり。)、黃馬にして黒喙なるを駮と爲す(二一)古韞の反。平。)>と。

(二二)白額の唇に至るを駮と爲し(二三)五幹の反。去。)、額白きは駮(二四)五角の反。入。)、頰白顛を駮と爲し(二五)都麼の反。入。)、驪白を駮と爲し(二六)補道の反。今の上烏驪なり。)、赤黃を駮せいと爲し(二七)息營の反。平。)、一目の白きを駮と爲し(二八)胡難の反。又た駮と爲す。平。)、兩目白きを駮と爲し(二九)語居の反。魚目に似たり。平。)、馬の土中に臥するを駮と爲し(三〇)張扇の反。去。)、白馬にして黒脊なるを駮てんと爲し(三一)張連の反。平。)、白黒雜るを駮と爲し(三二)補卓の反。入。)、色の華の如くして赤きを駮と爲し(三三)胡瓜の反。今の驪馬なり。)、白馬にして背黃なるを駮(三四)と爲す(三五)胡光の反。平。)>。

馬 02 ④

(一)「鼻」字から「駮」字までは、『爾雅』釋獸にみえる。また、『藝文類聚』卷九三、獸部・馬に『爾雅』からとして引用のある文に同じ。

(二)『玉篇』卷二三馬部「鼻」字「之喻切」、『廣韻』卷四「鼻」字「之戎切」。

(三)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「才陵切」、『廣韻』卷二「駮」字「疾陵切」。

(四)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「才田切」、『廣韻』卷二「駮」字「昨先切」。

(五)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「下雞切」、『廣韻』卷一「駮」字「胡雞切」。

(六)『玉篇』卷二六羽部「駮」字「巨俱切」、『廣韻』卷一「駮」字「其俱切」。

(七)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「思良切」、『廣韻』卷二「駮」字「息良切」。

(八)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「魚袁切」、『廣韻』卷一「駮」字「愚袁切」。

(九)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「余橘切」、『廣韻』卷五「駮」字「餘律切」。

(一〇)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「於諫切」、『廣韻』卷四「駮」字「烏鴈切」。

(一一)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「力唐切」、『廣韻』卷二「駮」字「魯當切」。

(一二)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「莫江切」、『廣韻』卷一「駮」字「莫江切」。

(一三)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「似立切」、『廣韻』卷五「駮」字「似入切」。

(一四)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「力振切」、卷二三馬部「驪」字「大何、丁年二切」、『廣韻』卷一「驪」字「力珍切」、卷一「驪」字「徒千切」。

(一五)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「胡加切」、『廣韻』卷二「駮」字「胡加切」。

- (一六)『玉篇』卷二三馬部「騅」字「之誰切」、『廣韻』卷一「騅」字「職追切」。
- (一七)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「普悲、步悲二切」、『廣韻』卷一「駮」字「敷悲切」。
- (一八)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「七全、才緣二切」、『廣韻』卷二「駮」字「此緣切」。
- (一九)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「力各切」、『廣韻』卷「駮」字「盧各切」。
- (二〇)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「胡見切」、『廣韻』卷二「駮」字「古玄切」。
- (二一)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「假華切」、『廣韻』卷一「駮」字「薄佳切」。
- (二二)「駮」字以降『爾雅』に記載がみとめられない。
- (二三)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「五旦切」、『廣韻』卷四「駮」字「五盱切」。
- (二四)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「五角切」、『廣韻』卷五「駮」字「古岳切」。
- (二五)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「九于切」、『廣韻』卷一「駮」字「舉朱切」。
- (二六)『玉篇』『廣韻』とも「駮」字なし。
- (二七)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「思營切」、『廣韻』卷二「駮」字「息營切」。
- (二八)『玉篇』「駮」字なし、『廣韻』卷四「駮」字「古莧切」。
- (二九)『玉篇』卷四目部「睺」字「語居切」、『廣韻』卷一「睺」字「語居切」。
- (三〇)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「竹扇切」、『廣韻』卷四「駮」字「陟扇切」。
- (三一)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「知連切」、『廣韻』卷「駮」字「張連切」。
- (三二)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「補角切」、『廣韻』卷五「駮」字「北角切」。
- (三三)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「下爪切」、『廣韻』卷二「駮」字「戸花切」。
- (三四)『玉篇』卷二三馬部「駮」字「胡光切」、『廣韻』卷「駮」字「胡光切」。

馬 03 ①

尚書中候曰堯時龍馬負圖見〈礼運云河出馬圖者即是也瑞應圖曰龍馬者仁馬也河水之精也高八尺五寸長頸骨上有翼旁垂毛鳴聲九音不出不群有明王則見之也〉

周書曰犬戎國有馱〈勿云反平〉白身赤髮目若黃金名曰吉良乘之壽千歲〈又名曰吉黃也〉

山海經曰白民之國白身被髮有乘黃其狀如狐背上有角乘之壽二千歲〈又名曰飛黃也〉

瑞應圖曰騰黃者神馬其色黃王者德御四方則至〈一名吉光乘之壽三千歲此馬无死時也〉

孝經援神契曰德至山陵則澤出神馬

飛菟者馬之名也日行三万里禹治水功勳歷年救民周天應其德則至也白馬朱髮者王者任用賢良車服有節則出也

馬 03 ②

『尚書中候』曰、「堯時龍馬負圖見。」〈『禮運』云、「河出馬圖」者、即是也。『瑞應圖』曰、「龍馬者仁馬也。河水之精也。高八尺五寸、長頸、骨上有翼旁垂毛。鳴聲九音、不出不群。有明王則見。」之也。〉

『周書』曰、「犬戎國有馱〈勿云反。平。〉。白身赤髮、目若黃金、名曰吉良。乘之壽千歲。」〈又名曰吉黃也。〉

『山海經』曰、「白民之國、白身被髮、有乘黃、其狀如狐、背上有角、乘之壽二千歲。」〈又名曰飛黃也。〉

『瑞應圖』曰、「騰黃者神馬。其色黃。王者德御四方則至。〈一名吉光、乘之壽三千歲。此馬無死時也。〉。」

『孝經援神契』曰、「德至山陵、則澤出神馬。」

飛菟者馬之名也。日行三萬里。禹治水功勳、歷年救民。周天應其德、則至也。白馬朱髮者、王者任用賢良、車服有節則出也。

馬03③

『尚書中候』に曰く、「堯の時龍馬圖を負ひて見る」と。〈『禮運』に云ふ、「河馬圖を出だす」とは、即ち是れなり。『瑞應圖』に曰く、「龍馬は仁馬なり。河水の精なり。高さ八尺五寸、長頸にして、駱上に翼旁垂毛有り。鳴聲に九音あり、出でず群れず。明王有れば則ち見るなり。」と。之なり。〉

『周書』に曰く、「犬戎國に馭有り〈勿云の反。平。〉。白身にして赤髮、目は黄金の若し、名づけて吉良と曰ふ。之に乗れば壽は千歲。」と。〈又た名づけて吉黃と曰ふなり。〉

『山海經』に曰く、「白民の國、白身にして被髮、黃に乗る有り、其の狀は狐の如く、背上に角有り、之に乗れば壽二千歲。」と。〈又た名づけて飛黃と曰ふなり。〉

『瑞應圖』に曰く、「騰黃とは神馬なり。其の色黃なり。王者の德 四方を御すれば則ち至る。」と。〈一に吉光と名づけ、之に乗れば壽は三千歲。此の馬 死する時無きなり。〉

『孝經援神契』に曰く、「德の山陵に至れば、則ち澤 神馬を出だす。」と。

飛菟は馬の名なり。日に行くこと三萬里。禹の治水の功勳、年を歴て民を救ふ。周天其の德に應ずれば、則ち至るなり。白馬朱髮なるは、王者の賢良を任用し、車服に節有れば則ち出づるなり。

馬03④

(一) 『唐開元占經』卷一一八、馬休徵・龍馬の引く『尚書中候』の注に類似した内容がみえる。

(二) 『禮記』禮運篇。『藝文類聚』卷九八、祥瑞部・祥瑞、『太平御覽』卷六一、地部・河・祥瑞は『禮記』からとして、『玉海』卷三五、芸文・河圖には『禮運』からとして引用あり。

(三) 『藝文類聚』卷九九、祥瑞部・馬、『唐開元占經』卷一一八、馬休徵・龍馬、『太平御覽』卷八九六、獸部・馬に『瑞應圖』として引く文に同じ。

(四) 『藝文類聚』卷九三、獸部・馬の引く『太公六韜』に類似した内容がみえる。

(五) 『玉篇』卷二三馬部「馭」字「亡云切」、『廣韻』卷一「馭」字「無分反」。

(六) 『山海經』海外西經にみえる。『藝文類聚』卷九三、獸部・馬の引く『山海經』にも同文あり。

(七) 『唐開元占經』卷一一八、馬休徵・騰黃の引く『瑞應圖』に同文あり。『天地瑞祥志』で注となっている文も本文として引用される。『宋書』卷二八、符瑞志にも出處を示さな

い同文あり。

(八)『藝文類聚』卷九三、獸部・馬、『唐開元占經』卷一一八、馬休徵・神馬、『太平御覽』卷八九三、獸部・馬に引く『孝經援神契』に同文がみえる。

(九)『宋書』卷二九、符瑞志に出處を示さない文あり。『唐開元占經』卷一一八、馬休徵・飛兔、『太平御覽』卷八九六、獸部・馬に『瑞應圖』からとして同内容あり。

(一〇)『唐開元占經』卷一一八、馬休徵・白馬朱鬣に『瑞應圖』からとして同内容あり。

馬 04 ①

爾雅曰駒駘く上徒高反平下達胡反北海有獸狀如馬名駒餘色青説文曰駒餘者野馬之良也匈奴馬名之

瑞應圖曰駒駘者幽隱之獸也有明君在位則出成王時禹氏獻駒餘者也

又曰澤馬王者勞百姓則來至王者清明尊賢則王馬至愷悌君子垂心百姓神馬遊澤表德協政也駢く夏馬黑身白髮駱く殷馬白身黑髮昌驛く殷馬白身黑髮昌見是三聖徵号以此乃養天命也

馬 04 ②

『爾雅』曰、「駒駘く上徒高反。平。下達胡反。北海有獸、狀如馬。名駒餘。色青。『説文』曰、「駒駘者野馬之良也。」匈奴馬名之。

『瑞應圖』曰、「駒駘者幽隱之獸也。有明君在位、則出。成王時禹氏獻駒駘者也。」

又曰、「澤馬王者勞百姓則來至。王者清明尊賢、則玉馬至。愷悌君子、垂心百姓、神馬遊澤、表德協政也。」駢く夏馬、黑身白髮。駱く殷馬、白身黑髮昌。驛く周馬、白身黑髮昌。見是三聖徵。號以此乃養天命也。

馬 04 ③

『爾雅』に曰く、^(一)駒駘く上は徒高の反。平。下は達胡の反。北海に獸有りて、狀は馬の如し。駒餘と名づく。色青し。『説文』に曰く、^(二)駒餘は野馬の良なり。」と。匈奴の馬の名なり。と。

『瑞應圖』に曰く、^(四)駒駘は幽隱の獸なり。明君有りて位に在れば、則ち出づ。成王の時に禹氏駒駘なる者を獻ずるなり。」と。

又た曰く、^(五)澤馬は王者百姓を勞すれば則ち來り至る。王者清明にして賢を尊べば、則ち玉馬至る。君子を愷悌し、百姓に垂心すれば、神馬澤に遊び、徳を表し政を協ととのふなり。」と。

駢く夏の馬にして、黒身にして白髮なり。駱く殷の馬にして、白身にして黒髮昌んなり。驛く周の馬にして白身にして黒髮昌んなり。見るるは是れ三聖の徵なり。號して以て此れ乃ち天命を養ふなり。

馬 04 ④

(一)『爾雅』釋畜にみえる。『藝文類聚』卷九三、獸部・駒餘にも『爾雅』からとして引用あり。注部分の北海云々の箇所は『爾雅』郭璞注の引用する『山海經』。

(二)『玉篇』卷二三馬部「駒」字「大刀切」、「駘」字「同都切」、『廣韻』卷二「駒」字「徒

刀切」、卷一「駮」字「同都切」。

(三)『説文解字』馬部。「北野之良馬」に作る。『太平御覽』卷九〇八、獸部・駒駮の引く『説文』が同文。

(四)『唐開元占經』卷一一六、駒駮の引く『瑞應圖』に同内容がみえる。『宋書』卷二九、符瑞志にも同内容あり。

(五)『藝文類聚』卷九九、祥瑞部・馬、『太平御覽』卷八九六、獸部・馬の引く『瑞應圖』は同内容で「玉馬」に作る。『宋書』卷二九、符瑞志は、注も含めたこの一段と同内容あり。

馬 05 ①

漢書五行志曰星惣傳曰人君貌言視聽恩心皆失不得其中不能立万事故有馬禍〈事在人皇極篇〉

馬 05 ②

『漢書』五行志曰、「星惣傳曰、人君貌言視聽恩心皆失、不得其中、不能立萬事。故有馬禍。」〈事在人皇極篇。〉

馬 05 ③

『漢書』五行志に曰く、「⁽⁻⁾星惣傳に曰く、人君 貌言視聽恩心皆失ひ、其中を得ざれば、萬事を立つること能はず。故に馬禍有り。」と。〈事 人皇極篇に在り。〉

馬 05 ④

(一)『漢書』卷二七下之上、五行志、皇不極『洪範五行傳』部分についての説部分。「星惣傳曰」の文字および注は『漢書』五行志になく不詳。

馬 06 ①

秦孝公廿一年有馬生子而死劉向以為皆馬禍也孝公始用商君政守之法東侵諸侯至於昭王用兵彌烈〈師古曰烈猛也〉其象將以兵革抗極成功而還自害也牡馬非生類妄生而死猶秦恃力強得天下而還自滅之象也一日諸畜生非其類子孫必有非其姓者至於始皇果呂不韋子京房易傳曰方伯分威厥妖牡馬生子上亡天子諸侯相代厥馬生人也

馬 06 ②

秦孝公廿一年、有馬生人。昭王二十年牡馬生子而死。劉向以為皆馬禍也。孝公始用商君政守之法。東侵諸侯、至於昭王用兵彌烈〈師古曰、「烈、猛也。」〉其象將以兵革抗極成功、而還自害也。牡馬非生類、妄生而死、猶秦恃力強、得天下、而還自滅之象也。一日諸畜生非其類、子孫必有非其姓者。至於始皇、果呂不韋子。京房『易傳』曰、「方伯分威、厥妖牡馬生子。上亡天子、諸侯相伐、厥馬生人也。」

馬 06 ③

⁽⁻⁾秦孝公廿一年、馬の人を生む有り。昭王二十年牡馬子を生みて死せり。劉向以為らく皆馬禍なり。と。孝公始めて商君の政守の法を用ふ。東に諸侯を侵し、昭王に至りて兵を用ふること彌よ烈し〈師古曰く、「烈は、猛なり。」と。〉。其の象 將に兵を以て抗極を革め功を成さ

んとして、還た自ら害するなり。牡馬は生むの類に非ずして、妄りに生みて死するは、猶ほ秦の力強き^{たの}を恃み、天下を得るも、而して還た自滅するがごときの象なり。一に曰く諸畜其の類に非ざるを生めば、子孫必ず其の姓に非ざる者有り。始皇に至りては、果して呂不韋の子なり。京房『易傳』に曰く、「方伯 威を分てば、厥の妖は牡馬 子を生む。上に天子亡く、諸侯相ひ伐てば、厥れ馬 人を生むなり。」と。

馬 06 ④

(一)『漢書』卷二七之上、五行志に史記（實際は『史記』にはない）からとしてみえる。馬禍に相當。『唐開元占經』卷一一八、馬咎徵・馬生人にも史記からとして、この『漢書』五行志に依據した文がみえる。

馬 07 ①

文帝十二年有馬生角於吳在耳前上嚮右角長二寸左角二寸皆大二寸劉向以為馬不當生角猶吳不當舉兵嚮上也是時吳王濞封有四郡五十餘城〈事在高紀〉内懷驕恣變見於外天或早吳王不寤後年舉兵誅滅京房易傳曰臣易上政不順厥妖馬生角茲謂賢士不足又曰天子親伐馬生角

馬 07 ②

文帝十二年、有馬生角於吳。角在耳前、上[□]鄉。右角長二寸、左角二寸、皆大二寸。劉向以為馬不當生角、猶吳不當舉兵[□]鄉上也。是時、吳王濞封有四郡五十餘城〈事在高紀〉。内懷驕恣、變見於外。天[□]戒早。吳王不寤、後年舉兵、誅滅。京房『易傳』曰、「臣易上、政不順、厥妖馬生角。茲謂賢士不足。」又曰、「天子親伐、馬生角。」

馬 07 ③

^(一)文帝十二年、馬 吳に於て角を生ずる有り。角 耳の前に在り、上に^む郷かふ。右の角長さ二寸、左の角二寸、皆大いさ二寸。劉向以為らく馬は當に角を生ずべからざるは、猶ほ吳 當に兵を擧げて上に^む郷かふべからざるがごときなり。是の時、吳王濞封四郡五十餘城有り^(二)〈事 高紀に在り〉。内に驕恣を懷き、變 外に見はる。天の戒早きなり。吳王寤らず、後年兵を擧げ、誅滅せらる。京房『易傳』に曰く、「臣 上に易はり、政 順ならざれば、厥の妖は馬 角を生ず。茲れ賢士 足らざると謂ふ。」と。又た曰く、「天子親ら伐てば、馬角を生ず。」と。

馬 07 ④

(一)『漢書』卷二七下之上、五行志にみえる。馬禍に相當。
(二)當該箇所顏師古注は『漢書』卷一、高帝紀を引用する。

馬 08 ①

成帝綏和二年二月大厩馬生角在左耳前圍長各二寸是時王莽為大司馬害上之萌自此始矣〈師古曰萌若草木之始生生也〉哀帝建平二年定襄牡馬生駒三足隨群飲食大守以聞馬國之武用三足不任用之象也後侍中薰賢年廿二為大司馬居上公之位天下不宗哀帝暴崩成帝母王大后召弟子新

都侯王莽入枚賢印綬賢自殺莽因代之并誅外家可傳又癡哀帝傳皇后令自殺發掘帝祖母傳大后母丁大后陵更以庶人葬之辜及至尊大臣微弱之禍也

馬 08 ②

成帝綏和二年二月、大廐馬生角在左耳前、圍長各二寸。是時王莽爲大司馬、害上之萌、自此始矣〈師古曰、「萌、若草木之始生（[□]生）也。」〉。哀帝建平二年、定襄牡馬生駒三足。隨群飲食、[□]太守以聞。馬國之武用、三足、不任用之象也。後侍中董賢年廿二爲大司馬、居上公之位、天下不宗。哀帝暴崩、成帝母王太后召弟子新都侯王莽入、[□]收賢印綬。賢恐自殺、莽因代之。并誅外家[□]丁・[□]傳。又癡哀帝傳皇后令自殺。發掘帝祖母傳太后・母丁太后陵、更以庶人葬之。辜及至尊、大臣微弱之禍也。

馬 08 ③

^(一) 成帝綏和二年二月、大廐の馬角を生じて左耳の前に在り、圍長各の二寸なり。是の時王莽は大司馬爲り、上を害するの萌、此れ自り始まるなり〈師古曰く、「萌は、草木の始めて生ずるが若きなり。」と〉。哀帝建平二年、定襄の牡馬駒を生みて三足なり。群に隨ひて飲食す、太守以て聞ゆ。馬は國の武用なれば、三足は、用に任ぜざるの象なり。後に侍中董賢年二十二にして大司馬と爲り、上公の位に居るに、天下^{あが}宗めず。哀帝暴^{にはか}に崩じ、成帝の母王太后弟の子たる新都侯王莽を召して入れ、賢の印綬を攸む。賢恐れて自殺し、莽因りて之に代る。並びに外家の丁・傳を誅す。又た哀帝の傳皇后を癡し自殺せしむ。帝の祖母傳太后・母丁太后の陵を發掘し、更むるに庶人を以て之を葬る。辜は至尊に及び、大臣微弱するの禍なり。

馬 08 ④

(一) 『漢書』卷二七下之上、五行志にみえる。馬禍に相當。またこの記事は『唐開元占經』卷一一八、馬咎徵・馬生角にも『洪範五行傳』からとして引用される。

馬 09 ①

晉書曰惠帝元康八年十二月皇太子將釋奠太傅趙王倫驂乘至南城門馬正力推之不能動倫入輜車乃進此馬福也天戒若曰倫不寤後四年正月篡帝位後齊王冏起兵誅倫也

馬 09 ②

『晉書』曰、「惠帝元康八年十二月、皇太子將釋奠。太傅趙王倫、驂乘至南城門、馬止[□]。力推之、不能動。倫入輜車乃進。此馬禍也。天戒若曰、「倫不寤。」後四年正月、篡帝位。後齊王冏起兵誅倫也。

馬 09 ③

『晉書』に曰く、^(一)「惠帝元康八年十二月、皇太子將に釋奠せんとす。太傅趙王倫、驂乘して南城門に至り、馬止まる。力もて之を推すも、動かすこと能はず。倫輜車^{ようしゃ}に入りて乃ち進む。此れ馬禍なり。天戒「倫は寤らず。」と曰ふが若し。」と。後四年正月、帝位を篡ふ。後

齊王冏兵を起し倫を誅するなり。」と。

馬 09 ④

(一)『晉書』卷二九、五行志・馬禍にみえる。『宋書』卷三四、五行志・馬禍にもみえる。天戒の文言が違い、「後四年」以降の文なし。

馬 10 ①

又元康九年十一月忽有牡騮驚奔至廷尉諷堂悲鳴与死〈爾雅騮淺黃馬也〉天戒若曰後十五年壞帝遇殺崩又悲鳴後十九年愍帝弒遇崩也守以為元康九年十二月廢皇太子為庶人及其三子幽于金墉城殺太子母謝氏之徵也

馬 10 ②

又「元康九年十一月、忽有牡騮、驚奔至廷尉諷堂。悲鳴而死。」〈『爾雅』、「騮、淺黃馬也。」〉天戒若曰、「後十五年、懷帝遇殺崩。又悲鳴。後十九年、愍帝弒遇崩也。」守以為、元康九年十二月、廢皇太子為庶人。及其三子、幽于金墉城。殺太子母謝氏之徵也。

馬 10 ③

又た「元康九年十一月、忽ち牡騮有り、驚奔して廷尉の諷堂に至る。悲鳴して死せり。」と。〈『爾雅』にはく、「騮は、淺黃の馬なり。」と。〉

天戒めて、「後十五年、懷帝殺に遇ひて崩ず。又た悲鳴あり。後十九年、愍帝弒遇されて崩ずるなり。」と曰ふが若し。守以為らく、元康九年十二月、皇太子を廢して庶人と爲す。其の三子、金墉城に幽せらるに及ぶ。太子の母謝氏を殺すの徵なり、と。

馬 10 ④

(一)『晉書』卷二九、五行志・馬禍にみえる。『宋書』卷三四、五行志・馬禍にも同文がみえる。『爾雅』の注は各五行志ともなし。

(二)『爾雅』郭璞注に「騮」について「今淺黃色者爲騮馬」とはあるが、「騮」の説明ではない。

(三)『晉書』卷二九、五行志・馬禍と一部が一致する。

(四)末尾「之徵也」三字をのぞき、『晉書』卷九、惠帝本紀永平九年十二月條にみえる。

馬 11 ①

元帝太興二年有馬生駒兩頭自項前別生而死司馬彪說曰此政在私門二頭之象也是後王敦上

馬 11 ②

元帝太興二年、有馬生駒、兩頭自項前別、生而死。司馬彪說曰、「此政在私門、二頭之象也。」是後王敦陵上。

馬 11 ③

^(一)元帝太興二年、馬の駒を生み、兩頭の項自り前して別るる有り、生れて死す。司馬彪説きて曰く、「此れ政 私門に在れば、二頭の象なり。」と。是の後王敦上を陵ぐ。

馬 11 ④

(一)『晉書』卷二九、五行志・馬禍にみえる。他『宋書』卷三四、五行志・馬禍にも同文がみえる。

馬 13 ①

成帝咸康八年五月有馬色赤如血自宣陽門直走入殿前槃旋走出尋逐莫知所在六月帝崩京房易傳曰馬走入君宮其宅為虛且有兵事也張至華僭位稱涼國號為和平元年之亂也又赤祥也〈事在人視篇〉

馬 13 ②

成帝咸康八年五月、有馬色赤如血。自宣陽門直走、入殿前、槃旋走出。尋逐莫知所在。六月帝崩。京房『易傳』曰、「馬走入君宮、其宅為虛、且有兵事也。」張重華僭位稱涼國號、為和平元年之亂也。又赤祥也。〈事在人視篇。〉

馬 13 ③

^(一)成帝咸康八年五月、馬有り色赤きこと血の如し。宣陽門自り直走して、殿前に入り、槃旋して走り出づ。尋いで逐ふも所在を知る莫し。六月帝崩ず。京房『易傳』に曰く、「^(二)馬 君宮に走り入れば、其の宅 虚と爲り、且に兵事有らんとするなり。」と。^(三)張重華位を僭し涼の國號を稱し、和平元年の亂を爲すなり。又た赤祥なり。〈事は人視篇に在り。〉

馬 13 ④

(一)京房『易傳』の引用をのぞき、『晉書』卷二九、五行志・馬禍にみえる。他『宋書』卷三四、五行志・馬禍にみえる。『開元占經』卷一一八、馬咎徵・馬入宮殿は『晉陽秋』を出處として引く。

(二)『開元占經』卷一一八、馬咎徵・馬入宮殿にみえる。『晉書』『宋書』五行志には京房『易傳』の引用なし。

(三)『晉書』卷二九、五行志・馬禍、『宋書』卷三四、五行志・馬禍の(一)と同條に類似した内容がみえる。

馬 14 ①

後趙石季龍在鄴有一馬尾皆有燒狀入其中陽門出顯陽門東首東宮皆不得入走向東北俄尔不見術者佛圖澄歎曰災其及矣逾年季龍死其國遂滅也

馬 14 ②

後趙石季龍在鄴。有一馬尾皆有燒狀、入其中陽門、出顯陽門東。首東宮皆不得入、走向東北、俄爾不見。術者佛圖澄歎曰、「災其及矣。」逾年季龍死、其國遂滅也。

馬 14 ③

^(一)後趙石季龍 鄴に在り。一馬有りて尾皆燒狀有り、其の中陽門に入り、顯陽門の東より出づ。東宮に首^{むか}ひ皆入ること得ずして、走りて東北に向ひ、俄爾として見えず。術者佛圖澄歎

じて曰く、「災其れ及べり。」と。年を逾へて季龍死し、其の國遂に滅ぶなり。」と。

馬 14 ④

(一)『晉書』卷二九、五行志・馬禍および『晉書』卷九五、藝術列傳・佛圖澄傳にみえる。

馬 15 ①

春秋澤巴曰有馬走入宮大臣不忠不從行也馬有鳴走臣有名於天下而主命不行也

馬 15 ②

『春秋潛潭巴』曰、「有馬走入宮、大臣不忠不從行也。馬有鳴走、臣有名於天下、而主命不行也。」

馬 15 ③

『春秋潛潭巴』に曰く、「^(一)馬有りて宮に走り入れば、大臣は不忠にして不從の行あるなり。馬 鳴走する有らば、臣 名を天下に^{たも}有ち、主の命行はれざるなり。」と。

馬 15 ④

(一)『唐開元占經』卷一一八、馬咎徵・馬入宮殿の引用する『潛潭巴』にみえる。

馬 16 ①

呂氏春秋曰乱国之妖牛馬乃言其吉凶所言也

馬 16 ②

『呂氏春秋』曰、「亂國之妖、牛馬乃言。其吉凶所言也。」

馬 16 ③

『呂氏春秋』に曰く、「^(一)亂國の妖、牛馬乃ち言ふ。其れ吉凶を言ふ所なり。」と。

馬 16 ④

(一)『呂氏春秋』明理篇に亂國の際に起きる現象の一つとして「牛馬乃言」があげられる。

『唐開元占經』卷一一八、馬咎徵・馬能言および『太平御覽』卷八九九、獸部・牛に『呂氏春秋』からとして同内容がみえる。

馬 18 ①

京房易傳曰馬三目は臣制其主馬无目其君久疾馬无耳主失位馬无毛有羽天下有兵馬一夜改毛易故有喪馬化為牛君且喪也

馬 18 ②

京房『易傳』曰、「馬三目は臣制其主。馬無目其君久疾。馬無耳主失位。馬無毛有羽天下有兵。馬一夜改毛易故有喪。馬化為牛君且喪也。」

馬 18 ③

京房『易傳』に曰く、「^(一)馬の三目は是れ臣の其の主を制す。馬に目無きは其の君疾を久しくす。馬に耳無きは主位を失ふ。馬に毛無く羽有るは天下に兵有り。馬の一夜にして毛を改めて故きを易ふれば喪有り。馬化して牛と爲れば君且に喪あらんとするなり。」と。

馬 18 ④

(一)『唐開元占經』卷一一八、馬咎徵・馬生子異形に京房曰としてみえる。

馬 19 ①

大公兵法曰軍馬夜皆鳴必敗移營乃吉晨鳴遠行有殃軍始發馬自走直前吉有功毀傷有凶軍馬食沙石戰勝軍營既成門戶主馬牛相追走入軍門吉祥也軍馬牛自舞戲軍罷有嘉无兵者國亡

馬 19 ②

『大公兵法』曰、「軍馬夜皆鳴必敗。移營乃吉。晨鳴遠行有殃。軍始發馬自走直前、吉有功。毀傷有凶。軍馬食沙石戰勝。軍營既成門戶、主馬牛相追走入軍門、吉祥也。軍馬牛自舞戲軍罷有嘉、無兵者國亡。」

馬 19 ③

『大公兵法』に曰く、「^(一)軍馬夜に皆鳴けば必ず敗る。營を移せば乃ち吉なり。晨に鳴けば遠行するに殃有り。軍始めて發するに馬自ら走り直に前^{すす}めば、吉にして功有り。毀傷すれば凶有り。軍馬沙石を食らへば戦ひて勝つ。軍營既に門戸を成し、馬牛を主るに相追ひ走りて軍門に入れば、吉祥なり。軍の馬牛自ら舞戲すれば軍は罷^やめて嘉有り、兵無きは國亡ぶ。」と。

馬 19 ④

(一)はじめの一文のみ『唐開元占經』卷一一八 馬咎徵・馬悲鳴に京房曰として類似した内容がみられる。

六、 牛

牛について『説文』を引用してその種類や特徴を述べ、『漢書』五行志を引用して「牛禍」について紹介し、緯書や京房『易傳』などによって更に「牛禍」の例を挙げている。

牛 01 ①

牛〈魚周反平〉

牛 01 ②

牛〈魚周反平〉

牛 01 ③

牛^(一)〈魚周の反。平。〉

牛 01 ④

(一)『玉篇』卷二三牛部「牛」字「魚留切」、『廣韻』卷二「牛」字「語求切」。

牛 02 ①

爾雅曰牛子曰犢〈徒穀反入〉

牛 02 ②

『爾雅』曰、「牛子曰犢。」〈徒穀反。入。〉

牛 02 ③

『爾雅』に曰く、「^(一)牛の子を犢と曰ふ。」と。^(二)〈徒穀の反。入。〉

牛 02 ④

(一)『爾雅』にみえず。同文が『急就篇』卷四にあり。

(二)『玉篇』卷二三、牛部「徒木切」、『廣韻』卷五「犢」字「徒谷切」。

牛 03 ①

説文曰二歳曰牝〈捕蓋反去〉三歳為犖〈山耽反去〉四歳為牝〈思貳反犢牛籍字之也〉白黒雜色曰犖〈邈江反去〉牛白脊為犖〈力制反去〉黃牛虎文為犖〈達胡反平〉駁牛曰犖〈力角反入〉黒唇為犖〈而純反平〉出巴中重千斤為犖〈馬家反平〉額上皮曝起高二尺為犖〈蒲角反入今封牛〉庫小為犖〈蒲馳反平今犖牛〉眼黒為軸〈餘援反或為襄字也〉黒耳為犖〈於貴反上〉無角為犖牛〈徒東反平〉犖〈徒和反平牛无角〉牛黒脚為犖〈奇園反平〉

牛 03 ②

『説文』曰、「二歳曰牝[□]〈捕蓋反。去。〉、三歳為犖[□]〈山耽反。去。〉、四歳為牝[□]〈思貳反。犢牛蔣字。之也。〉、白黒雜色曰犖[□]〈邈江反。去。〉、牛白脊為犖[□]〈力制反。去。〉、黃牛虎文為犖[□]〈達胡反。平。〉、駁牛曰犖[□]〈力角反。入。〉、黒唇為犖[□]〈而純反。平。〉。」

出巴中重千斤為犖[□]〈馬家反。平。〉、額上皮曝起高二尺為犖[□]〈蒲角反。入。今封牛。〉、庫小為犖[□]〈蒲馳反。平。今犖牛。〉、眼黒為軸[□]〈餘援反。或為襄字也。〉、黒耳為犖[□]〈於貴反。上。〉、無角為犖[□]〈徒東反。平。〉、犖[□]〈徒和反、平。牛無角。〉、牛黒脚為犖[□]〈奇園反。平。〉。

牛 03 ③

『説文』に曰く、「^(一)二歳を牝と曰ひ^(二)〈捕蓋の反。去。〉、三歳を犖と爲し^(三)〈山耽の反。去。〉、四歳を牝と爲し^(四)〈思貳の反。犢牛蔣字。之なり。〉、白黒雜色なるを犖と曰ひ^(五)〈邈江の反。去。〉、牛の白き脊なるを犖と爲し^(六)〈力制の反。去。〉、黃牛の虎文なるを犖と爲し^(七)〈達胡の反。平。〉、駁牛を犖と曰ひ^(八)〈力角の反。入。〉、黒き唇なるを犖と爲す^(九)〈而純の反。平。〉」と。

^(一〇)巴中より出づる重さ千斤なるを犖と爲し^(一一)〈馬家の反。平。〉、額上の皮曝起して高さ二尺なるを犖と爲し^(一二)〈蒲角の反。入。今の封牛なり。〉、庫小なるを犖と爲し^(一三)〈蒲馳の反。平。今の犖牛なり。〉、眼の黒きを軸と爲し^(一四)〈餘援の反。或は襄の字に爲るなり。〉、黒き耳なる

を犴と爲し（一五）於貴の反。上。>。角無きを犗と爲し（一六）徒東の反。平。>、牝となし（一七）徒和の反。平。牛に角無し。>、牛の黒脚なるを犗と爲す（一八）奇園の反。平。>。

牛 03 ④

- (一) 『説文解字』牛部。また、『初學記』卷二九、獸部が引く『説文』に類似した文がみえる。ともに「牝」字から「犗」字まで。
- (二) 『玉篇』卷二三牛部「牝」字（牝の異體字）」字「布外切」、『廣韻』卷四「牝」字「布蓋切」。
- (三) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「山含切」、『廣韻』卷二「犗」字「息含切」。
- (四) 『玉篇』卷二三牛部「牝」字「思二切」、『廣韻』卷四「牝」字「息利切」。
- (五) 『玉篇』卷二三牛部「牝」字「莫江切」、『廣韻』卷一「牝」字「莫江切」。
- (六) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「力勢切」、『廣韻』卷四、「犗」字「力制切」。
- (七) 『玉篇』卷二三牛部「牝」字「達乎切」、『廣韻』卷一「牝」字「同都切」。
- (八) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「力角切」、『廣韻』卷五「犗」字「呂角切」。
- (九) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「而純切」、『廣韻』卷一「犗」字「如非切」。
- (一〇) 以下出處不詳。
- (一一) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「陌爪切」、『廣韻』卷二「犗」字「莫霞切」。
- (一二) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「歩角切」、『廣韻』卷五「犗」字「博沃切」。
- (一三) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「平爲、平媧二切」、『廣韻』卷一、「犗」字「符羈切」。
- (一四) 『玉篇』卷二三牛部「牝」字「徐救切」、『廣韻』卷四「牝」字「似祐切」。
- (一五) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「於貴切」、『廣韻』卷四「犗」字「於胃切」。
- (一六) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「徒東切」、『廣韻』卷一「犗」字「德紅切」。
- (一七) 『玉篇』卷二三牛部「牝」字「徒和切」、『廣韻』卷二「牝」字「徒和切」。
- (一八) 『玉篇』卷二三牛部「犗」字「奇員、居辨二切」、『廣韻』卷二「犗」字「巨員切」。

牛 04 ①

玄中記曰方^[1]歳樹精為青牛

[1] 「方」、『尊經閣』本は「万」に作る。

牛 04 ②

『玄中記』曰、「萬^〇歳樹精為青牛。」

牛 04 ③

『玄中記』に曰く、「萬^〇歳の樹精 青牛と爲る。」と。

牛 04 ④

- (一) 『初學記』卷二九、獸部・牛、『藝文類聚』卷九四、獸部・牛に引く郭氏『玄中記』に同文あり。

牛 05 ①

漢書五行志曰思心之不容是謂不聖〈思心者思慮也容寬也〉時有牛甃（於易坤為土為牛）大心而不能思慮心氣毀故有牛禍也事在人思心篇也

牛 05 ②

『漢書』五行志曰、「思心之不容、是謂不聖〈思心者、思慮也。容、寬也。〉。時有牛禍〈於『易』坤為土、為牛。牛大心而不能思慮。心氣毀、故有牛禍也。事在人思心篇也。〉。」

牛 05 ③

『漢書』五行志に曰く、^(一)「思心の容ならざる、是を聖ならずと謂ふ〈思心は、思慮なり。容は寛なり。〉。時に牛禍有り〈『易』に於いては坤を土と爲し、牛と爲す。牛は大心にして思慮すること能はず。心氣毀てば、故に牛禍有るなり。事は人思心篇に在るなり。〉」と。

牛 05 ④

(一)『漢書』卷二七下之上、五行志の思心之不容『洪範五行傳』部分。注は「事在人思心篇也」以外は、同箇所の説に該当する部分。

牛 06 ①

秦文王五年遊惣行^[1]有獻五足牛者〈師古曰惣衍地名惣音許于也〉劉向以為近牛禍也先是文惠王初都咸陽廣大宮室南臨渭北臨涇思心失逆土氣足者止也或秦建止奢泰將致危亡〈如淳曰建立基止太奢泰〉秦遂不改至於離宮三百復起阿房未成而亡一日牛以力為人用足所以行也其後秦大用民力轉輸起負海至北邊〈師古曰負海猶言背海〉天下叛之京房易傳曰興毀役奪民時厥妖牛生五足

[1]「行」字、尊經閣本は「衍」に作る。

牛 06 ②

秦文孝王五年、遊胸衍、有獻五足牛者。〈師古曰、「胸衍、地名。胸音許于反也。」〉。劉向以為近牛禍也。先是文惠王初都咸陽、廣大宮室、南臨渭、北臨涇、思心失、逆土氣。足者止也、戒秦建止奢泰、將致危亡〈如淳曰、「建立基止。泰、奢泰。」〉。秦遂不改。至於離宮三百、復起阿房、未成而亡。一日、牛以力為人用、足所以行也。其後、秦大用民力轉輸、起負海至北邊〈師古曰、「負海、猶言背海。」〉、天下叛之。京房『易傳』曰、「興繇役、奪民時、厥妖牛生五足。」

牛 06 ③

^(一)秦孝文王五年、胸衍に遊ぶに、五足の牛を獻ずる者有り〈師古曰く、「胸衍は地名なり。胸音許于の反なり。」と。〉。劉向以為らく牛禍に近きなりと。是より先に文惠王初めて咸陽に都し、宮室を廣大にし、南は渭に臨み、北は涇に臨み、思心失ひて、土氣に逆らふ。足は止なり、秦の止を建つること奢泰にして、將に危亡を致さんとすと戒む。〈如淳曰く、「基止を建立す。泰は、奢泰なり。」と。〉。秦遂に改めず。離宮三百に至り、復た阿房を起て、未だ成らずして亡ぶ。一に曰く、牛は力を以て人の用と爲し、足は行く所以なり。其の後、

秦大いに民力を用ひて轉輸し、負海より起こりて北邊に至り〈師古曰く、「負海は猶ほ海を背にすると云ふがごとし。」と。〉、天下之に叛く。京房『易傳』に曰く、「繇役を興して、民の時を奪へば、厥の妖は牛 五足を生ず。」と。

牛 06 ④

(一)『漢書』卷二七下之上、五行志にみえる。顔師古注、如淳注も當該箇所にあるもの。

牛 07 ①

景帝中六年梁孝王田北山有獻牛足上出背上劉向以為近牛禍先是孝王驕奢起苑方三百里官館閣道相連卅餘里納於邪臣羊勝之計欲求為漢嗣刺殺議臣爰盎事發負斧歸死既退歸國猶有恨心内則思慮霧亂外則土功過制故牛旣作足而出於背下奸上之象〈師古曰奸犯也音干〉猶不能自解發疾暴死又凶短之遊之〈守云傷人曰凶禽獸曰短也〉

牛 07 ②

景帝中六年、梁孝王田北山、有獻牛、足上出背上。劉向以為近牛禍。先是孝王驕奢、起苑方三百里、官館閣道相連卅餘里。納於邪臣羊勝之計、欲求為漢嗣、刺殺議臣爰盎、事發、負斧歸死。既退歸國、猶有恨心。内則思慮霧亂、外則土功過制、故牛禍作。足而出於背、下奸上之象〈師古曰、「奸、犯也。音干。」〉。猶不能自解、發疾暴死、又凶短之極也。〈守云、「傷人曰凶。禽獸曰短也。」〉

牛 07 ③

(一) 景帝中六年に、梁の孝王北山に田するに、牛を獻ずる有り、足上りて背の上に出づ。劉向以為らく牛禍に近しと。是より先に孝王驕奢にして、苑を起こすこと方三百里、官館閣道相連なること三十餘里。邪臣の羊勝の計を納めて、漢の嗣と爲るを求め、議臣の爰盎を刺殺せんと欲して、事發し、斧を負ひて死に歸す。既に退きて國に歸り、猶ほ恨心有り。内には則ち思慮霧亂にして、外には則ち土功は制に過ぎ、故に牛禍を作す。足のぼりて背に出づるは、下の^{おか}上を奸すの象なり〈師古曰く、「奸は、犯なり。音は干。」と〉。猶ほ自ら解くこと能はず、疾を發して暴かに死するは、又た凶短の極なり〈守云ふ、^(二)「人を傷つくるを凶と曰ひ、禽獸は短と曰ふなり。」と。〉。

牛 07 ④

(一)『漢書』卷二七下之上、五行志にみえる。牛禍に相當する記事。顔師古注も當該箇所にある。

(二)『漢書』卷二七下之上、五行志の思心之不容『洪範五行傳』についての説部分にみえる。

牛 08 ①

河圖説徴示曰牛四角三足名曰无下見則主失國牛人頭口足馬尾名及見則夷將兵

牛 08 ②

『河圖說徵示』曰、「牛四角三足、名曰無下。見則主失國。牛人頭□足馬尾名及。見則夷將兵。」

牛 08 ③

『河圖說徵示』に曰く、「^(一)牛の四角にして三足あるを、名づけて無下と曰ふ。見るれば則ち主は國を失ふ。牛の人頭・□足・馬尾なれば及と名づく。見るれば則ち夷^{たい}らぐるに兵を將てす。」と。

牛 08 ④

(一)『唐開元占經』卷一一七、牛咎徵・牛生子異形に『河圖說徵示』からとして引用あり。

牛 09 ①

春秋潛譚巴曰宮中有牛馬鳴政教衰諸侯并牛者兵之符也〈牛有角立象也鳴喻教令〉

牛 09 ②

『春秋潛譚巴』曰、「宮中有牛馬鳴、政教衰、諸侯并。牛者兵之符也〈牛有角[□]兵象也。鳴喻教令。〉」

牛 09 ③

『春秋潛譚巴』に曰く、「^(一)宮中に牛馬の鳴有れば、政教衰へ、諸侯并ぶ。牛は兵の符なり〈牛に角有るは兵の象なり。鳴は教令に喩ふ。〉」と。

牛 09 ④

(一)『唐開元占經』卷一一七、牛咎徵・牛悲鳴に引く『潛譚巴』、『太平御覽』卷八九九、獸部・牛に引く『春秋潛譚巴』に類似した内容がみえる。どちらも「牛馬」ではなく、牛のみとする。注部分は『唐開元占經』當該箇所に注云としてあり。

牛 10 ①

京房易妖曰牛生人无鼻邑大惡牛生子八足三首邑益地牡牛生子君无後牛生子三足君有疾牛生子三鼻邑將兵生子反足民有行事三尾民人徭三百邑有賊臣无足繫不成无陰君无子一耳君不聰四目在背臣多口无毛有羽邑虛三陰君多子生子為鼠兵大作生馬君不安宅生魚兵天下虛生子一身二首其邑分君祭牛一夜化為馬兵大起牛生畜邑更主牛生飛鳥有兵水牛生石兵強主武一牛八足大凶之象也牛生子五足以上民有行二尾以上民大徭三年牛生子少足其邑以不成牛忽易色為憂牛有上齒世主益地

牛 10 ②

京房『易妖』曰、「牛生人无鼻、邑大惡。牛生子八足三首、邑益地。牡牛生子、君無後。牛生子三足、君有疾。牛生子三鼻、邑將兵。生子反足、民有行事。三尾民人徭三月、邑有賊臣。無足、[□]穀不成。無陰、君無子。一耳、君不聰。四目在背、臣多口。無毛有羽、邑虛。三陰、君多子。生子為鼠、兵大作。生馬、君不安宅。生魚、兵天下虛。生子一身二首、其邑分。君祭牛、一夜化為馬、兵大起。牛生畜、邑更主。牛生飛鳥、有兵・水。牛生石、兵強主武。一

牛八足、大凶之象也。牛生子五足以上、民有行。二尾以上、民大徭三年。牛生子少足、其邑以不成。牛忽易色、爲憂。牛有上齒、世主益地。

牛 10 ③

京房『易妖』に曰く、^(一)「牛の人を生まて鼻無ければ、邑に大悪あり。牛の子を生まて八足にして三首なれば、邑に地を益す。牡牛の子を生めば、君に後無し。牛の子を生まて三足なれば、君に疾有り。牛の子を生まて三鼻なれば、邑に將に兵あらんとす。子を生まて反足なれば、民に行事有り。三尾は民人の徭三月にして、邑に賊臣有り。足無ければ、穀を成さず。陰無ければ、君に子無し。一耳なれば、君 聡からず。四目の背に在れば、臣に口多し。毛無く羽有れば、邑は虚なり。三陰あれば、君に子多し。子生まて鼠と爲れば、兵大いに^{おこ}作る。馬を生めば、君 宅を安らかにせず。魚を生めば、兵ありて天下は虚なり。子を生まて一身に二首あれば、其の邑分つ。君の牛を祭り、一夜にして化して馬と爲れば、兵 大いに起る。牛の畜を生めば、邑は主を更ふ。牛の飛鳥を生めば、兵・水有り。牛の石を生めば、兵強く武を主る。一牛に八足あれば、大凶の象なり。牛の子を生まて五足以上なれば、民に行有り。二尾以上なれば、民に大徭三年あり。牛の子を生まて少足なれば、其の邑以て成らず。牛忽ち色を易ふれば、憂を爲す。牛に上齒有れば、世主 地を益す。」と。

牛 10 ④

(一)『唐開元占經』卷一一七、牛咎徵・牛生人および牛生六畜に、京房、『地鏡』等として類似した内容の引用あり。

牛 11 ①

沈約宋書曰元嘉廿九年晉陵送牛角生右脅長一尺明年二月東宮爲禍

牛 11 ②

沈約『宋書』曰、「元嘉二十九年、晉陵送牛、角生右脇、長一尺。明年二月、東宮爲禍。」

牛 11 ③

沈約『宋書』に曰く、^(一)「元嘉二十九年、晉陵牛を送り、角の右脇に生じ、長さ一尺なり。明年二月、東宮に禍を爲す。」と。

牛 11 ④

(一)『宋書』卷三四、五行志・牛禍にみえる。

牛 12 ①

表魏陳王曹植上牛表曰臣聞物以洪珍細亦或貴故不僬僥之微不知泱泱之秦不見菓下之乘不別龍馬之大高下相懸所以致觀也謹奉牛一頭不足追尊大小之制小有殊敢不獻上

牛 12 ②

表魏陳王曹植「上牛表」曰、「臣聞物以洪珍、細亦或貴。故不見[□]僬僥之[□]微、不知[□]泱泱之[□]秦。不見菓下之乘、不別龍馬之大。高下相懸、所以致觀也。謹奉牛一頭。不足追[□]遵、大小之制、

□
形小有殊、敢不獻上。」

牛 12 ③

表 魏陳王曹植「牛を^(一)上^{たてまつ}る表」に曰く、「臣聞くならず物は洪なるを以て珍とするも、細も亦た或は貴しと。故に僬僥の微なるを見ず、泱泱の泰なるを知らず。菓下の乗を見ず、龍馬の大を別にせず。高下相懸くるは、觀を致す所以なり。謹んで牛一頭を奉る。大小の制を追遵するに足らざれども、形小さきも殊有れば、敢へて獻上せざらんや。」と。

牛 12 ④

(一)『藝文類聚』卷九四、獸部・牛に引く魏陳王曹植「上牛表」にみえる。

(清水浩子)

七、羊

【概要】

字書（類書からの孫引きと考えられるか）及び類書を主とした引用からなる。冒頭には羊の絵一點が掲げられ（圖参照）、末尾には呪符一點が附されている。

羊 01 ①

羊〈餘章反平〉

羊 01 ②

羊〈餘章反。平。〉

羊 01 ③

羊^(一)〈餘章の反。平。〉

羊 01 ④

(一)『玉篇』卷二三羊部「羊」字「餘章切」、
『廣韻』卷二「羊」字「與章切」。



羊 02 ①

右説文曰羊鳴為𦍋〈弥尔反上〉小羊為羔〈古敖反平〉未成羊為羖〈之与反上主五月為羖〉生六日為羜〈亡其反〉小羊為羝〈恥達反〉二歳為羴〈雉矯反上又驂羊也〉牡羊為羸〈音都奚反〉𦍋粉〈音扶云反則為羸〉牝為羸〈子唐反三歳為羸平〉黒羊為羴〈与珠反〉白黒為羸〈公魯反上〉腹下黄為羴〈扶園反平〉角三為羴〈力冉反上〉野羊為羴〈語園反似羊而大角之也平〉𦍋為羴〈似餘反平〉六尺羊為羴〈五減反平〉

羊 02 ②

右『説文』曰、「羊鳴爲𦍋〈彌爾反。上。〉、小羊爲羔〈古敖反。平。〉、未成羊爲羖〈之與反。上。生五月爲羖。〉、生六月爲羜〈亡其反。〉、小羊爲羝〈恥達反。〉、二歳爲羴〈雉矯反。上。又驂羊也。〉牡羊爲羴〈音都奚反。〉、亦粉〈音扶云反。則爲羴。〉、牝爲羴〈子唐反。三歳

爲牂。平。)、黒羊爲羴（與珠反。）、白黒爲羴（公魯反。上。）、腹下黄爲羴（扶園反。平。）。角三爲羴（力冉反。上。）、野羊爲羴（語園反。似羊而大角。之也。平。）、亦爲羴（似餘反。平。）、六尺羊爲羴（五減反。平。）。

羊 02 ③

右『説文』に曰く、「羊鳴を羴（一）と爲し（二）彌爾の反。上。）、小羊を羔と爲し（三）古敖の反。平。）、未だ羊と成らざるを羴（四）と爲し（五）之與の反。上。生まれて五月なるを羴と爲す。）、生まれて六月なるを羴（六）と爲し（七）亡其の反。）、小羊を羴（八）と爲し（九）恥達の反。）、二歳を羴（一〇）と爲し（一一）雉矯の反。上。又た羴（一二）羊なり。）、牡羊を羴（一三）と爲し（一四）音都奚の反。）、亦た羴（一五）音扶云の反。則ち羴と爲す。）、となし、牝を羴（一六）と爲し（一七）子唐の反。三歳を羴と爲す。平。）、黒羊を羴と爲し（一八）與珠の反。）、白黒なるを羴（一九）と爲し（二〇）公魯の反。上。）、腹下黄なるを羴（二一）と爲す（二二）扶園の反。平。）」と。

（一五）角三まはるを羴（一六）と爲し（一七）力冉の反。上。）、野羊を羴（一八）と爲し（一九）語園の反。羊に似て大角なり。之なり。平。）、亦た羴（二〇）と爲し（二一）似餘の反。平。）、六尺の羊を羴（二二）と爲す（二三）五減の反。平。）。

羊 02 ④

（一）『説文解字』四篇上羊部。また、記述からすると『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊、『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引の『説文解字』に類似する。

（二）『説文解字』羴、羊鳴也。从羊、象聲气上出。與牟同意。

『玉篇』卷二三羊部「羴」字「彌爾切」、『廣韻』卷三「羴」字「綿婢切」。

（三）『説文解字』羔、羊子也。从羊、照省聲。

『玉篇』卷二三羊部「羔」字「古刀切」、『廣韻』卷二「羔」字「古勞切」。

（四）『説文解字』羴、五月生羔也。从羊宁聲。讀若羴。

『玉篇』卷二三羊部「羴」字「丈與切」、『廣韻』卷三「羴」字「直呂切」。

（五）『説文解字』羴、六月生羔也。从羊攷聲。讀若羴。

『玉篇』卷二三羊部「羴」字「亡其切」、『廣韻』卷四、「羴」字「亡遇切」。

（六）『説文解字』羴、小羊也。从羊大聲。讀若羴。

『玉篇』卷二三羊部「羴（羴）」字「他達切」。『廣韻』卷五「羴」字「他達切」。

（七）『説文解字』羴、羊未卒歳也。从羊兆聲。或曰、夷羊百斤左右爲羴。讀若『春秋』「盟于羴」。※二歳とする説明他書にもなし

『玉篇』卷二三羊部「羴」字「雉矯切」、『廣韻』卷三「羴」字「治小切」。

（八）『説文解字』羴、羴羊也。从羊夷聲。

（九）『説文解字』羴、牡羊也。从羊氏聲。」

『玉篇』卷二三羊部「羴」字「丁奚切」、『廣韻』卷一「羴」字「都奚切」、卷三「羴」字「都禮切」。

（一〇）『説文解字』羴、牡羊也。从羊分聲。

- 『玉篇』卷二三羊部「𦍋」字「父云切」、『廣韻』卷一「𦍋」字「符分切」。
- (一一)『說文解字』牂、牝羊也。从羊爿聲。
- 『玉篇』卷二三羊部「牂」字「子唐切」、『廣韻』卷二「牂」字「則郎切」。
- (一二)『說文解字』羴、夏羊牝曰羴。从羊兪聲。
- 『爾雅』釋獸(夏羊)牝羴〈郭璞注：黑羴也。〉
- 『玉篇』卷二三羊部「羴」字「與朱切」、『廣韻』卷一「羴」字「羊朱切」。
- (一三)『說文解字』羶、夏羊牝曰羶。从羊爿聲。
- 『爾雅』釋獸(夏羊)牝羶〈郭璞注：今人便以牂羶爲白黑羊名。〉
- 『玉篇』卷二三羊部「羶」字「公戶切」、『廣韻』卷三「羶」字「公戶切」。
- (一四)『說文解字』羶、黃腹羊也。从羊番聲。
- 『玉篇』卷二三羊部「羶」字「扶元切」、『廣韻』卷一「羶」字「附袁切」。
- (一五)以下『說文解字』には収録されない字。その多くは『爾雅』にみえる。
- (一六)『爾雅』釋獸、角三羴、羴。〈郭璞注：羴、角三匹。〉
- ※『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊所引『爾雅』にはなし。『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『爾雅』には同文あり。
- 『玉篇』卷二三羊部「羴」字「力冉切」、『廣韻』卷三「羴」字「良冉切」。
- (一七)『爾雅』釋獸、羴、如羊。
- ※『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊、『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『爾雅』にも同文あり。
- 『玉篇』卷二三羊部「羴」字「魚袁、牛丸二切」、『廣韻』卷一「羴」字「愚袁切」。
- (一八)『爾雅』になし。『玉篇』卷二三羊部「羴〈以余切。野羊。〉」、『廣韻』卷一「羴」字「似魚切」。
- (一九)『爾雅』釋獸、羊六尺爲羴。
- ※『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊所引『爾雅』に同文あり。『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『爾雅』にはなし。
- 『玉篇』卷二三羊部「羴」字「午咸、涙炎二切」、『廣韻』卷二「羴」字「巨淹切」。

羊 03 ①

漢書五行志曰視之不明是謂不羴〈羴知也〉時有羊羴〈當死而不死當生而不生或多於故而為災也劉歆以為於易剛而苞柔為離羴二陽在外一陰在內故曰剛苞柔也離為火為目羊上角下蹄罫而苞羴羊大目而不精明視氣毀故有羊禍一日暑歲羊多疫死及為恠爰是也其由在人視篇也〉

羊 03 ②

『漢書』五行志曰、「視之不明、是謂不羴。〈羴、知也。〉時有羊禍。〈當死而不死、未當生而(不)生、或多於故而為災也。劉歆以為、於『易』、剛而苞柔為離、『離二陽在外、一陰在內、故曰剛苞柔也。』離為火為目。羊上角下蹄、剛而苞羴、羊大目而不精明、視氣毀故有羊

禍。一曰、暑歲羊多疫死、及爲怪、亦是也。其由在人視篇也。』

羊 03 ③

『漢書』五行志に曰く、^(一)「視の不明、是を哲からずと謂ふ〈哲は、知なり〉。時に羊禍有り〈當に死すべきにして死せず、未だ當に生くるべからざるにして生き、或いは故より多くして災を爲すなり。劉歆以爲らく、『易』に於て、剛にして柔を苞むを離と爲す。^(二)離は二陽外に在り、一陰内に在り、故に剛にして柔を苞むと曰ふなり。』離は火爲り目爲り。羊は上に角あり下に蹄あり、剛にして羴を苞むなり、羊の大目にして精明ならざるは、視氣毀ちて故に羊禍有り。一に曰く、暑歲羊多く疫死し、怪を爲すに及ぶも、亦た是れなり。其の由は人視篇に在るなり。』と。

羊 03 ④

- (一) 『漢書』卷二七中之下、五行志・視之不明『洪範五行傳』部分。注部分は『 』内部分および「其由在人視篇也」以外は、同箇所の説部分。『唐開元占經』卷一一九、羊疫に『漢書』五行志からとして少し節略された本文あり。
- (二) 『 』内部分、『漢書』五行志説部分になし。注文が本文に紛れ込んだか。易の離の爻についての説明。

羊 04 ①

魯定公時季桓子穿井得缶中得虫為羊〈師古曰缶盎也即今之盆〉近羊禍也羊者地羊者地上之物幽於土中象定公不用孔子与聽季氏暗昧不明之應也一曰羊去野外而拘土缶者象魯君失其所而拘於季氏季氏亦將拘於家臣也是歲季氏家臣陽虎囚桓子以三年陽虎劫公伐孟氏兵敗也

羊 04 ②

魯定公時、季桓子穿井、得缶中得蟲、爲羊〈師古曰、「缶、盎也。即今之盆。」〉。近羊禍也。羊者、地羊者、地上之物。幽於土中。象定公不用孔子而聽季氏、暗昧不明之應也。一曰、羊去野外而拘土缶者、象魯君失其所而拘於季氏。季氏亦將拘於家臣也。是歲季氏家臣陽虎囚桓子。以三年、陽虎劫公伐孟氏、兵敗也。

羊 04 ③

^(一)魯の定公の時、季桓子井を穿ち、缶を得て中に蟲を得たり、羊と爲れり〈師古曰く、「缶は、盎なり。即ち今の盆なり。」と〉。羊禍に近きなり。羊は、地羊なるは、地上の物なり。土中に幽せらる。象は定公孔子を用ゐずして季氏を聽き、暗昧不明の應なり。一に曰く、羊野外に去りて土缶に拘はるるは、象は魯君其の所を失ひて季氏に拘はるるなり。季氏も亦た將に家臣に拘はるるなり。是の歲季氏の家臣陽虎桓子を囚ふ。三年を以て、陽虎公をおびやか劫して孟氏を伐ち、兵敗るるなり。

羊 04 ④

- (一) 『漢書』卷二十七中之下、五行志にみえる。羊禍に相當する記事。

羊 05 ①

周書子夏曰桀德衰夷羊在牧飛^{ひこ}蛤滿野

羊 05 ②

『周書』、「子夏曰、『桀德衰、夷羊在牧、飛^{ひこ}蛤滿野。』」

羊 05 ③

『周書』にはく、^(一)「子夏曰く『桀の德衰ふれば、夷羊牧に在り、飛^{ひこ}蛤野に滿つ。』」と。

羊 05 ④

(一) 『史記』卷四、周本紀およびその集注に関連した内容あり。また、『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊、『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『周書』に同文あり。『開元占経』卷一一九、夷羊に『國語』からとした類似文あり。

羊 06 ①

瑞應圖曰鍾律和五聲當節則出玉羊者〈師^し曠時致也〉

羊 06 ②

『瑞應圖』曰、「鍾律和五聲當節、則出玉羊者〈師^し曠時致也。〉。」

羊 06 ③

『瑞應圖』に曰く、^(一)「鍾律五聲に和し節に當たれば、則ち玉羊を出だす者なり〈師^し曠の時に致すなり。〉。」と。

羊 06 ④

(一) 『唐開元占経』卷一一九、玉羊見、『初學記』卷二九、獸部・羊『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『瑞應圖』に類似内容の文あり。

羊 07 ①

魯公穿井得玉羊

羊 07 ②

魯公穿井得玉羊。

羊 07 ③

^(一) 魯公井を穿ちて玉羊を得たり。

羊 07 ④

(一) 『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『韓詩外傳』に同内容がみえる。現行の『韓詩外傳』にはなし。

羊 08 ①

地鏡圖曰金百斤以上至三百斤其精如羊

羊 08 ②

『地鏡圖』曰、「金百斤以上、至三百斤、其精如羊。」

羊 08 ③

『地鏡圖』に曰く、「^(一)金百斤以上、三百斤に至れば、其の精羊の如し。」と。

羊 08 ④

(一)『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊所引『地鏡圖』にみえる。

羊 09 ①

玄中記曰其精如樹為青羊

羊 09 ②

『玄中記』曰、「其精如樹、為青羊。」

羊 09 ③

『玄中記』に曰く、「^(一)其の精樹の如くして、青羊と爲る。」と。

羊 09 ④

(一)『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『玄中記』にみえる。

羊 10 ①

音[□]中興徵說曰咸和元年司徒府羊產無後足其後蘇作逆

[1] 尊經閣本は「晉」の崩した形に作る。

羊 10 ②

『晉中興徵祥說』曰、「咸和元年、司徒府羊產無後足。其後蘇作逆。」

羊 10 ③

『晉中興徵祥說』に曰く、「^(一)咸和元年、司徒府の羊後足無きを産む。其の後蘇逆を作す。」と。

羊 10 ④

(一)『唐開元占經』卷一一九、羊無足所引『晉中興徵祥說』にあり。

羊 11 ①

後魏書曰高祖大和廿三年陽回縣羊生羔一頭二身一牡一牝三耳八足尋高祖崩

羊 11 ②

『後魏書』曰、「高祖[□]太和廿三年、陽曲縣[□]羊生羔、一頭二身、一牡、一牝、三耳八足。尋高祖崩。」

羊 11 ③

『後魏書』に曰く、「^(一)高祖太和廿三年、陽曲縣の羊羔を生み、一頭二身、一牡、一牝、三耳八足あり。尋いで高祖崩ず。」と。

羊 11 ④

(一)『魏書』卷一一二、靈徵志・羊禍に同内容あり。

羊 12 ①

淮南萬畢術曰阿之羊九頭為國亂〈阿邑名也〉

羊 12 ②

『淮南萬畢術』曰、「阿之羊九頭、為國亂。」〈阿、邑名也。〉

羊 12 ③

『淮南萬畢術』に曰く、「^(一)阿の羊は九頭あり、國亂を為す。」と。〈阿は、邑の名なり。〉

羊 12 ④

(一)『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『淮南萬畢術』にあり。注部分はなし。

羊 13 ①

龍魚河圖曰羊有一角食之煞人

羊 13 ②

『龍魚河圖』曰、「羊有一角、食之殺人。」

羊 13 ③

『龍魚河圖』に曰く、「^(一)羊に一角有り、之を食らへば人を殺す。」と。

羊 13 ④

(一)『藝文類聚』卷九四、獸部中・羊、『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『龍魚河圖』にみえる。

羊 14 ①

京房易傳曰凡畜生非其類子不嗣世一羊六頭大凶之象也四耳目在腋下則有起王羊有一角頭尾赤者龍煞一之宜死也

羊 14 ②

京房『易傳』曰、「凡畜生非其類、子不嗣世。一羊六頭、大凶之象也。四耳目在腋下、則有起王。羊有一角、頭尾赤者龍、殺一之、宜死也。」

羊 14 ③

京房『易傳』に曰く、「^(一)凡そ畜の其の類に非ざるを生むは、子世を嗣がず。一羊に六頭あるは、大凶の象なり。^(二)四耳目腋下に在れば、則ち王を起つる有り。^(三)羊に一角有りて、頭尾赤きは龍なり、一之を殺せば、宜しく死すべきなり。」と。

羊 14 ④

- (一) 該當資料なし。一羊六頭は、『唐開元占経』卷一一九、羊多角所引『災異圖』に類似内容あり。
- (二) 『唐開元占経』卷一一九、羊四耳所引『河圖』に類似内容あり。
- (三) 『初學記』卷二九、獸部・羊『太平御覽』卷九〇二、獸部一四・羊所引『白澤圖』に類似内容あり。

羊 15 ①  <家石羊無故出涕取五穀一斗埋羊前入土二尺>

羊 15 ②
呪符 <家石。羊無故出涕、取五穀一斗、埋羊前、入土二尺。>

羊 15 ③
呪符^(一) <家石なり。羊故無く涕を出だせば、五穀一斗を取り、羊前に埋め、土に入ること二尺なり。>

羊 15 ④
(一) 不詳。

八、 犬

【概要】

『爾雅』の引用（『藝文類聚』『太平御覽』の引用とよく一致する）にはじまり、『漢書』五行志の犬禍に相當する記事のほぼすべてを引用し、その他占辭を多く収載する。一部に訓點が附されているのが珍しい。末尾の呪符の文言の一部は、闕名撰『太上老君混元三部符』所載のものに類似したものがみえたが、符のデザインは異なる。該書は『道藏』洞神部神符類に収録される。

犬 01 ①
犬 <格鉉反上>

犬 01 ②
犬 <格鉉反。上。>

犬 01 ③
犬 <格鉉の^(一)反。上。>

犬 01 ④
(一) 『玉篇』卷二三犬部「犬」字「苦汝（泫か？）切」、『廣韻』卷三「犬」字「苦泫切」。

犬 02 ①

爾雅曰未成毫為狗〈古後反犬子上未生毛也〉長喙為獫〈力瞻反平說文黑犬黃頤也〉短喙為獨〈虛過反入〉為獠〈許妖反平〉絕力為挑〈雉矯反上〉犬尤多毛為獠〈莫口反平彪同字〉狗四尺為獠〈午高反平〉犬生三為獠〈子公反平〉生二為師生一為獠〈渠畿反平〉

犬 02 ②

『爾雅』曰、「未成毫為狗〈古後反。犬子、上未生毛也。〉。長喙為獫〈力瞻反。平。『說文』「黑犬黃頤也。」〉、短喙為獨〈虛過反。入。〉、為獠〈許妖反。平。〉、絕力為挑〈雉矯反。上。〉、犬尤多毛為獠〈莫口反。平。彪同字。〉、狗四尺為獠〈午高反。平。〉。「犬生三為獠〈子公反。平。〉、生二為師、生一為獠〈渠畿反。平。〉。」

犬 02 ③

『爾雅』に曰く、「^(一)未だ毫成らざるを狗と為す〈古後の^(二)反。犬の子の、上に未だ毛生えざるなり。〉。長喙を獫と為し〈力瞻の^(三)反。平。『說文』にはく「^(四)黒き犬にして黄ろき^(五)頤なるものなり。」と〉、短喙を獨と為し〈虚過の^(五)反。入。〉、獠と為し〈許妖の^(六)反。平。〉、絶力なるを挑と為し〈雉矯の^(七)反。上。〉、犬の尤も多毛なるを獠と為し〈莫口の^(八)反。平。彪は同字なり。〉、狗の四尺なるを獠と為す〈午高の^(九)反。平。〉と。^(一〇)犬三を生むを獠と為し〈子公の^(一一)反。平。〉、二を生むを師と為し、一を生むを獠と為す〈渠畿の^(一二)反。平。〉と。

犬 02 ④

- (一) 『爾雅』釋獸にみえる。また『太平御覽』卷九〇四、獸部・狗所引『爾雅』にもみえる。
- (二) 『玉篇』卷二三「狗」字「古后切」、『廣韻』卷三「狗」字「古厚切」。
- (三) 『玉篇』卷二三「獫」字「力蟾切」、『廣韻』卷二「獫」字「力劒切、又音僉」。『漢書』卷二八下地理志顏師古注「獫、音力瞻反」。
- (四) 『說文解字』卷十上犬部「獫、長喙犬。一曰黒犬黃頭。从犬、僉聲。虚檢切。」
『初學記』卷二九・狗部「黃頤 赤精〈許慎『說文』曰、「獫、黒犬黃頤也。〉」
- (五) 『玉篇』卷二三「獨」字「呼艾切」、『廣韻』卷五「獨」字「許竭切」。
- (六) 『玉篇』卷二三「獠」字「許驕切」、『廣韻』卷二「獠」字「許矯切」。
- (七) 『玉篇』卷二三「挑」字「雉矯切」、『廣韻』卷二「挑」字「治小切」。
- (八) 『玉篇』卷二三「獠」字「莫江切」、『廣韻』卷一「獠」字「莫江切」。『玉篇』卷六「搯」字「莫口切」。
- (九) 『玉篇』卷二三「獠」字「午刀切」、『廣韻』卷二「獠」字「五勞切」。
- (一〇) この部分も『爾雅』釋獸にあるが、こちらの方が先にある。『太平御覽』卷九〇四、獸部・狗所引『爾雅』も同様。
- (一一) 『玉篇』卷二三「獠」字「子公切」、『廣韻』卷一「獠」字「子紅切」。
- (一二) 『玉篇』卷二三「獠」字「巨衣切」、『廣韻』卷一「獠」字「獠」字「渠希切」。

犬 03 ①

漢書五行志曰言之不從是謂不艾〈艾、治也〉時有犬齕〈於易兌為口犬以吠守而不可信言氣毀故有犬禍一日旱歲犬多狂死及為恠爻是也其由在人言篇也〉

犬 03 ②

『漢書』五行志曰、「言之不從、是謂不艾〈艾、治也〉。時有犬禍〈於『易』兌爲口。犬以吠守而不可信。言氣毀、故有犬禍。一日、旱歲、犬多狂死及爲恠、亦是也。其由在人言篇也。〉」

犬 03 ③

『漢書』五行志に曰く、「言の從はず、是れ不艾と謂ふ〈艾は、治なり〉。時に犬禍有り〈『易』に於て兌を口と爲す。犬は吠を以て守れども信ずべからず。言の氣毀へば、故に犬禍有り。一に曰く、旱歲、犬多く狂ひ死して恠を爲すに及ぶ、亦た是れなり。其の由は人言篇に在るなり。〉」と。

犬 03 ④

(一)『漢書』卷二十七中之上、五行志の言之不從『洪範五行傳』部分。注部分は「其由在人言篇也」以外、同箇所説部分にみえる。

犬 04 ①

左氏傳襄公十七年十一月宋國人遂^[1]獘^{タフレタル}狗^ヲ〈師古曰獘狂也音工^[2]裔反〉獘^{タル}狗入^ニ於華臣氏^ニ〈師古曰華臣華元之子也〉國人從之臣懼遂奔^レ陳先是臣兄闚為宋卿〈師古曰為古師也〉闚卒^[3]臣使^ニ賊^ヲ^[4]殺闚家宰就其妻宋平公聞之曰臣不^レ唯其宗室是暴^ニ大^ニ亂^ニ國政^[5]欲遂之左師向伐^[6]曰大臣不^レ順國之恥^{ナリ}也不^レ知^[7]蓋^{オホハンニハ}之^ヲ〈師古曰向伐宋桓公魯孫也蓋謂覆掩其事也〉公迺止華臣炕暴失義內不自安故犬禍至以奔亡也

[1] 傍書「逐」。

[2] 「工」字は偏が脱落しているか。反切があわない。顔師古注は「征例反」に作る。

[3] 傍書「華か」。

[4] 左にミセケチ。傍書「賊か」。

[5] 「政」の下、尊經閣本は一点あり。

[6] 傍書「戌か」。

[7] 左にミセケチ。傍書「如」

犬 04 ②

『左氏傳』、「襄公十七年十一月、宋國人逐獘狗〈師古曰、「獘、狂也。音工裔反。〉獘狗入於華臣氏〈師古曰、「華臣、華元之子也。〉」。國人從之。臣懼、遂奔陳。先是臣兄闚爲宋卿〈師古曰、「爲右師也。〉」、闚卒、臣使賊殺闚家宰、就其妻。宋平公聞之曰、「臣不唯其宗室、是暴、大亂國政。」欲逐之。左師向戌曰、「大臣不順、國之恥也。不如蓋之〈師古曰、「向戌、宋桓公會孫也。蓋謂覆掩其事也。〉」公迺止。」華臣炕暴失義、內不自安、故犬禍至、以奔亡也。

犬 04 ③

『左氏傳』にいはいく、「襄公十七年十一月、宋國の人獘^{たふれ}たる狗を逐ひ〈師古曰く、「獘は狂

なり。音は工裔の反。」と。)、^{たふれ}斲たる狗華臣氏に入る〈師古曰く、「華臣は、華元の子なり。」と。〉。國人之を従ふ。臣懼れて、遂に陳に奔る。是れより先臣の兄の闕宋の卿と爲り〈師古曰く、「右師と爲るなり。」〉、闕の卒するや、臣賊をして闕の家宰を殺さしめ、其の妻に就く。宋の平公之を聞きて曰く、「臣は唯だ其の宗室、是を暴るのみならずして、大いに國の政を亂す。」と。之を逐はんと欲す。左師の向^{しやうじゆつ}戌曰く、「大臣の順^{したが}はざるは、國の恥なり。之を蓋^{おほ}ふに如かず〈師古曰く、『向戌は、宋の桓公の曾孫なり。蓋は其の事を覆掩するを謂ふなり。』と。〉」公迺ち止む。華臣炕暴にして義を失ひ、内に自ら安んざれば、故に犬禍至りて、以て奔亡するなり。」と。

犬04④

(一)『左氏傳』襄公十七年にもみえるが、『漢書』卷二十七中之上五行志と同文。犬禍に相當する記事。

犬05①

文帝後五年六月齊雍城門外有狗生角先是帝兄齊悼惠王亡後帝分齊地立其庶子七人皆為王〈師古曰謂齊孝王將閭濟北王志魯川王賢膠東王雄渠膠西王卬濟南王辟九并城陽恭王喜是為七王也〉兄弟並彊有炕陽心故犬禍見也犬守御角兵象在前而上嚮者也犬不當生角猶諸侯不當舉兵卿京師也諸侯不寤後六年吳楚畔濟南膠西膠東三國應之舉兵至齊王猶豫城守三國圍之會漢破吳楚因誅四王故天狗下梁而吳楚攻梁狗生角於齊而三國圍齊漢卒破吳楚於梁誅四王於齊京房易傳曰執正失下將害之厥妖狗生角君子苟免小人陷之厥妖狗生角也

犬05②

文帝後五年六月、齊雍城門外、有狗生角。先是帝兄齊悼惠王亡後、帝分齊地、立其庶子、七人皆爲王〈師古曰、「謂齊孝王將閭、濟北王志、菑川王賢、膠東王雄渠、膠西王卬、濟南王辟光、并城陽恭王喜。是爲七王也。」〉兄弟並彊、有炕陽心、故犬禍見也。犬守御、角兵象。在前而上嚮者也。犬不當生角、猶諸侯不當舉兵卿京師也。諸侯不寤、後六年、吳、楚畔、濟南、膠西、膠東三國應之。舉兵至齊。齊王猶豫城守、三國圍之。會漢破吳楚、因誅四王。故天狗下梁而吳・楚攻梁、狗生角於齊、而三國圍齊。漢卒破吳・楚於梁、誅四王於齊。京房『易傳』曰、「執政失、下將害之、厥妖狗生角。君子苟免、小人陷之、厥妖狗生角也。」

犬05③

(一)文帝後五年六月、齊の雍城門外、狗の角を生ずる有り。是れより先に帝の兄齊悼惠王亡じて後、帝齊の地を分け、其の庶子を立て、七人皆王爲り〈師古曰く、「齊孝王將閭、濟北王志、菑川王賢、膠東王雄渠、膠西王卬、濟南王辟光、並びに城陽恭王喜を謂ふ。是れ七王と爲すなり。」と。〉兄弟並びに彊く、炕陽の心有り、故に犬禍見はるるなり。犬は守御、角は兵の象、前に在りては上に嚮かふものなり。犬當に角を生ずべからざるは、猶ほ諸侯當に兵を舉げて京師に郷かふべからざるがごときなり。諸侯寤らず、後六年、吳、楚畔き、濟南、膠西、膠東の三國之に應ず。兵を舉げて齊に至る。齊王猶豫して城守し、三國之を圍む。

また漢呉楚を破り、因りて四王を誅す。故に天狗梁に下りて呉・楚梁を攻め、狗の角を生ずること齊に於てす、三國齊を圍み、漢卒に呉・楚を梁に破り、四王を齊に誅す。

京房『易傳』に曰く、「執政失ひ、下將に之を害せんとすれば、厥の妖狗角を生ず。君子苟も免かれんとし、小人之を陷るれば、厥の妖狗角を生ずるなり。」と。

犬05④

(一)『漢書』卷二十七中之上、五行志にみえる。犬禍に相當する記事。

犬06①

景帝三年二月邯鄲狗与歳交之悖乱氣近大豕之禍也〈師古曰悖惑也音布内反也〉是時趙王遂悖亂与吳楚謀為逆遣使匈奴求助兵卒伏其辜大兵革失衆之占也〈如淳曰犬吠守似兵革外附他人類失衆也〉豕北方匈奴之象逆言失聽交於異類以生害也京房易傳曰夫婦不嚴厥妖狗与豕交茲謂反德国有兵革也

犬06②

景帝三年二月、邯鄲狗與歳交。之悖亂氣、近犬・豕之禍也〈師古曰、「悖、惑也。音布内反也。」〉。是時、趙王遂悖亂、與吳・楚謀為逆、遣使匈奴求助兵。卒伏其辜。犬、兵革失衆之占也〈如淳曰、「犬吠守、似兵革外附他（人）類、失衆也。」〉。豕、北方匈奴之象。逆言失聽、交於異類、以生害也。京房『易傳』曰、「夫婦不嚴、厥妖狗與豕交。茲謂反德、國有兵革也。」

犬06③

(一) 景帝三年二月、邯鄲の狗歳と交はる。之悖亂の氣、犬・豕の禍に近きなり〈師古曰く、「悖は、惑なり。音布内の反なり。」と。〉。是の時、趙王遂悖亂し、吳・楚と謀りて逆を爲さんとし、使を匈奴に遣りて助兵を求む。卒に其の辜に伏す。犬は、兵革の衆を失ふの占なり〈如淳曰く、「犬の吠守するは、兵革の外に他類を附するに似たり、衆を失ふなり。」と。〉。豕は、北方匈奴の象。言に逆ひて聽を失ひ、異類と交はり、以て害を生ずるなり。京房『易傳』に曰く、「夫婦嚴かにせざれば、厥の妖狗と豕と交はる。茲れ徳に反くと謂ひ、國に兵革有るなり。」と。

犬06④

(一)『漢書』卷二七中之上、五行志にみえる。犬禍に相當する記事。

犬07①

成帝河平元年長安男子石良劉音相与同居〈師古曰二人共止一室〉有如人狀其室中擊之為狗走去後至數人甲持兵弩至家良等格擊或死或傷皆狗也自二月至六月乃止也

犬07②

成帝河平元年、長安男子石良、劉音相與同居〈師古曰、「二人共止一室。」〉。有如人狀、其室中、擊之、爲狗走。去後有數人甲持兵弩至家、良等格擊、或死、或傷。皆狗也。自二月至六月、乃止也。

犬 07 ③

^(一)成帝河平元年、長安の男子石良、劉音相與に同居す（師古曰く、「二人共に一室に止まる。」と。）。人狀の如き、其の室中に有り、之を撃てば、狗と爲りて走る。去りて後に數人の甲兵弩を持ちて家に至る有り、良等格撃し、或いは死し、或いは傷つく。皆狗なり。二月自り六月に至りて、乃ち止むなり、と。

犬 07 ④

(一)『漢書』卷二十七中之上五行志にみえる。犬禍に相當する記事。

犬 08 ①

墨子曰昔三苗大亂天命極之犬哭於市

犬 08 ②

『墨子』曰、「昔三苗大亂、天命[□]殛之、犬哭於市。」

犬 08 ③

『墨子』に曰く、^(一)「昔三苗大いに亂れ、天命^{ころ}之を殛し、犬市に哭す。」と。

犬 08 ④

(一)『墨子』非攻下にみえる。

犬 09 ①

呂氏春秋亂國之妖犬豕乃建

犬 09 ②

『呂氏春秋』、「亂國之妖、犬豕[□]乃連。」

犬 09 ③

『呂氏春秋』にはく、^(一)「亂國の妖、犬豕乃ち連なる。」と。

犬 09 ④

(一)『呂氏春秋』季夏紀・明理に類似した内容がみえる。また、『唐開元占經』卷一一九、犬咎徵・犬豕交所引『呂氏春秋』に同文がみえる。

犬 10 ①

淮南子曰夏桀在位亂四時之政而萬物失所犬羣而赴淵也

犬 10 ②

『淮南子』曰、「夏桀在位、亂四時之政而萬物失所、犬群[□]而赴淵也。」

犬 10 ③

『淮南子』に曰く、^(一)「夏の桀位に在りて、四時の政を亂して、萬物所を失へば、犬群れて^ほ嗥えて淵に赴くなり。」と。

犬 10 ④

(一)『淮南子』覽冥訓に類似した内容がみえる。

犬 11 ①

京房傳曰君正臣欲篡厥妖狗冠出朝門也其由在衣篇犬能言吉凶如所言

犬 11 ②

京房『易傳』曰、「君不正、臣欲篡、厥妖狗冠出朝門也。」其由在衣篇。「犬能言吉凶、如所言」

犬 11 ③

京房『易傳』に曰く、「君正しからずして、臣篡を欲すれば、厥の妖狗冠して朝門より出づるなり。」と。其の由は衣篇に在り。「犬能く吉凶を言へば、言ふ所の如し」と。

犬 11 ④

(一)『漢書』卷二十七中之上、五行志にみえる。犬禍ではなく服妖に相當する記事。

(二)『唐開元占經』卷一一九、犬咎徵・犬狂疾所引京房『易傳』にみえる。

犬 12 ①

1. 犬生豕歳大樂
2. 犬生六畜其邑易命有大事
3. 犬生六畜有人刑者邑易主
4. 犬哭其邑亡
5. 犬生虫虵其邑止民人
6. 犬生飛鳥主且亡
7. 犬生魚小民相獨

犬 12 ②

1. 犬生豕、歳大樂。
2. 犬生六畜、其邑易命、有大事。
3. 犬生六畜、有人刑者、邑易主。
4. 犬哭、其邑亡。
5. 犬生蟲虵、其邑止民人。
6. 犬生飛鳥、主且亡。
7. 犬生魚、小民相獨。

犬 12 ③

1. 犬豕を生めば、^(一)歳^{みのり}あり、大いに樂し。
2. 犬六畜を生めば、其の邑命を易へ、大事有り。
3. 犬六畜を生めば、人の刑する者有り、邑主を易ふ。
4. 犬哭すれば、其の邑亡ぶ。
5. 犬虫虵を生めば、其の邑民人を止む^{とど}。
6. 犬飛鳥を生めば、主且に亡びんとす。
7. 犬魚を生めば、小民相獨^{ひと}りす。

犬 12 ④

(一)不詳。

犬 13 ①

1. 犬屎王門中主有喜
2. 屎王門外主夏
3. 屎社及大神所邑亡
4. 屎殿上内宮虚
5. 屎井中家虚
6. 犬屎人有大禍
7. 屎人牀席上殃
8. 大羣犬皆屎大道中兵行
9. 犬矣竈上及釜家有憂事繁
10. 犬失竈中不利

犬 13 ②

1. 犬屎王門中、主有喜。
2. 屎王門外、主夏。
3. 屎社及大神所、邑亡。
4. 屎殿上、内宮虚。
5. 屎井中、家虚。
6. 犬屎人、有大禍。
7. 屎人牀席上、殃。

8. 大群犬皆屎大道中、兵行。
9. 犬屎竈上及釜、家有憂事。殺。
10. 犬矢竈中、不利。

犬 13 ③

1. 犬王門の中に屎くそすれば、主に喜有り。
2. 王門の外に屎すれば、夏を主どる。
3. 社及び大神所に屎すれば、邑亡ぶ。
4. 殿上に屎すれば、内宮虚し。
5. 井中に屎すれば、家虚し。
6. 犬人に屎すれば、大禍有り。
7. 人の牀席上に屎すれば、殃わざわひあり。
8. 大群犬皆大道中に屎すれば、兵行はる。
9. 犬竈上及び釜に屎すれば、家に憂事有り。殺おとろふ。
10. 犬竈中に矢くそすれば、利あらず。

犬 13 ④

(一)不詳。

犬 14 ①

1. 犬嚙堂室有死〈嚙呼也〉
2. 犬嚙堂中鬪見血宜燒四道
3. 犬嚙堂後財亡
4. 呼平且嚙賣之
5. 犬嚙門中縣官事酒祭處
6. 暮嚙截尾
7. 夜嚙燒尾
8. 犬羣嚙不出九年交兵流血起朝遊
9. 犬嚙中遊婦女口舌上堂
10. 嚙家大亡以桃為人長五寸置四隅

犬 14 ②

1. 犬嚙堂室、有死〈嚙、呼也。〉

2. 犬嚙堂中、鬪見血。宜焼四道。
3. 犬嚙堂後、財亡。
4. 呼平且嚙、賣之。
5. 犬嚙門中、縣官事、酒祭處。
6. 暮嚙、截尾。
7. 夜嚙、焼尾。
8. 犬羣嚙、不出九年、交兵、流血起朝庭。
9. 犬嚙中庭、婦女、口舌上堂。
10. 嚙家、大亡。以桃爲人長五寸、置四隅。

犬 14 ③

1. 犬堂室に嚙ゆれば、死有り。〈嚙は、呼なり。〉
2. 犬堂中に嚙ゆれば、鬪ひて血を見る。宜しく四道に焼くべし。
3. 犬堂後に嚙ゆれば、財亡はる。
4. 平を呼して且つ嚙ゆれば、之を賣る。
5. 犬門中に嚙ゆれば、縣官の事あり、酒祭の處なり。
6. 暮に嚙ゆれば、尾を截て。
7. 夜に嚙ゆれば、尾を焼け。
8. 犬羣れて嚙ゆれば、九年を出でずして、交兵し、流血朝庭に起こる。
9. 犬中庭に嚙ゆれば、婦女、口舌堂に上る。
10. 家に嚙ゆれば、大いに亡ぶ。桃を以て人の長さ五寸を爲り、四隅に置け。

犬 14 ④

(一)不詳

犬 15 ①

1. 子日犬嚙婦女内乱
2. 丑日犬嚙恐聚衆人
3. 寅日犬嚙有憂事
4. 卯日犬嚙有惡事至
5. 辰日犬嚙有行事

6. 巳日犬嚙聚衆
7. 午日犬嚙憂田宅
8. 未日犬嚙有福
9. 申日犬嚙憂死事
10. 酉日犬嚙樂尸事
11. 戌日犬嚙大憂至
12. 亥日犬嚙有酒食

犬15②

1. 子日犬嚙、婦女内亂。
2. 丑日犬嚙、恐聚衆人。
3. 寅日犬嚙、有憂事。
4. 卯日犬嚙、有惡事至。
5. 辰日犬嚙、有行事。
6. 巳日犬嚙、聚衆。
7. 午日犬嚙、憂田宅。
8. 未日犬嚙、有福。
9. 申日犬嚙、憂死事。
10. 酉日犬嚙、樂尸事。
11. 戌日犬嚙、大憂至。
12. 亥日犬嚙、有酒食。

犬15③

1. 子日⁽⁻⁾犬嚙ゆれば、婦女内に亂る。
2. 丑日犬嚙ゆれば、衆人を聚むるを恐る。
3. 寅日犬嚙ゆれば、憂事有り。
4. 卯日犬嚙ゆれば、惡事の至る有り。
5. 辰日犬嚙ゆれば、行事有り。
6. 巳日犬嚙ゆれば、衆を聚む。
7. 午日犬嚙ゆれば、田宅を憂ふ。
8. 未日犬嚙ゆれば、福有り。

9. 申日 犬嚙ゆれば、死事を憂ふ。
10. 酉日 犬嚙ゆれば、尸事を楽しむ。
11. 戌日 犬嚙ゆれば、大憂至る。
12. 亥日 犬嚙ゆれば、酒食有り。

犬 15 ④

(一)不詳

犬 16 ①

1. 犬卒立吐沫伏嚙有喪
2. 犬溺人牀上滿三旬主病縣官
3. 犬臥牀上有死喪
4. 犬上牀吠者其主死比卅日可解煞犬四道中埋之三聲哭之殃去
5. 犬上牀以被自覆家大敗比三日以三家潘各一升三姓箕舌各一枚置新瓦器中埋戸内去戸五尺入地三尺無殃
6. 犬乳人牀上有喪大凶
7. 犬叩戸者其家見却比三日可解以刀埋之与地平無殃
8. 犬視井家有縣官比三日可解以羊角二枚俠井埋之去井三尺入地三尺以黃黍熟鷄子祭無殃又取女子裙帶男子巾燒之四道中後世貴
9. 犬縮鼻向家長大憂病者向長子憂縣官向中子憂行人向少子憂小口向婦人憂口舌向女子鬪訟見血
10. 犬縮大家大禍

犬 16 ②

1. 犬卒立吐沫伏嚙、有喪。
2. 犬溺人牀上、滿三旬、主病、縣官。
3. 犬臥牀上、有死喪。
4. 犬上牀吠者、其主死、比卅日、可解殺犬、四道中埋之、三聲哭之、殃去。
5. 犬上牀以被自覆、家大敗。比三日、以三家潘各一升、三姓箕舌各一枚置新瓦器中、埋戸内、去戸五尺、入地三尺、無殃。
6. 犬乳人牀上、有喪、大凶。
7. 犬叩戸者、其家見却。比三日可解以刀。埋之、與地平、無殃。

8. 犬視井、家有縣官。比三日可解。以羊角二枚、挾井埋之。去井三尺、入地三尺、以黃黍・熟鷄子祭、無殃。又取女子裙帶、男子巾燒之四道中、後世貴。
9. 犬縮鼻向家長、大憂病者。向長子、憂縣官。向中子、憂行人。向少子、憂小口。向婦人、憂口舌。向女子、鬪訟見血。
10. 犬縮大家、大禍。

犬 16 ③

1. 犬卒かに立ちて沫を吐き伏して嚙ゆれば、喪有り。
2. 犬人牀上に溺ゆぼりすれば、満三旬にして、主病み、縣官あり。
3. 犬牀上に臥すれば、死喪有り。
4. 犬牀に上りて吠ゆるは、其の主死して、卅日を比ころほひとして、犬を解殺すべし、四道中に之を埋め、三聲して之を哭すれば、殃去る。
5. 犬牀に上りて被を以て自ら覆へば、家大敗す。三日を比ひとして、三家のこめみず潘各の一升、三姓のきぜつ箕舌各の一枚を以て新瓦器中に置き、戸内に埋め、戸を去ること五尺、地に入る事三尺なれば、殃無し。
6. 犬人牀上に乳やれば、喪有り、大凶なり。
7. 犬戸を叩くは、其の家しりぞ却かる。三日を比ひにして解くに刀を以てすべし。之を埋めて、地と平らかにすれば、殃無し。
8. 犬井を視れば、家に縣官有り。三日を比ひにして解くべし。羊角二枚を以て、井を挟みて之を埋む。井を去ること三尺、地に入る事三尺、黃黍・熟したる鷄子を以て祭れば、殃無し。又た女子の裙帶、男子の巾を取りて之を四道中に焼けば、後世貴し。
9. 犬鼻を縮めて家長に向へば、大いに病を憂ふる者あり。長子に向へば、縣官を憂ふ。中子に向へば、行人を憂ふ。少子に向へば、小口を憂ふ。婦人に向へば、口舌を憂ふ。女子に向へば、鬪訟して血を見る。
10. 犬縮まりて大家にむかへば、大いに禍あり。

犬 16 ④

(一)不詳。

犬 17 ①

1. 甲乙為長病
2. 丙丁口舌縣官
3. 戊巳二長病

4. 庚辛兵見血死喪
5. 壬癸盜賊又書相連

犬 17 ②

1. 甲乙爲長病。
2. 丙丁、口舌、縣官。
3. 戊巳、二長病。
4. 庚辛、兵見血、死喪。
5. 壬癸、盜賊又書相連。

犬 17 ③

1. 甲乙、長く病むと爲す。⁽⁻⁾
2. 丙丁、口舌、縣官あり。
3. 戊巳、二長病む。
4. 庚辛、兵血を見、死喪あり。
5. 壬癸、盜賊あり又た書相連ぬ。

犬 17 ④

(一)不詳。

犬 18 ①

1. 犬見鼠不動且有賊臣
2. 犬立行者不出百日家有死亡口舌失火
3. 犬无故自嚴其子為疾病去宅不去有獄死事
4. 犬溺食器父母死事
5. 犬銜衣迎人年中貴富
6. 犬盜他人物歸者勿畜凶
7. 犬自死縣官事宅耗財
8. 犬无故与馬牛共戲且^[1]有喪
9. 犬无故上屋四向望凶
10. 犬載甌器物憂疾病死長不出卅日

[1] 尊經閣本は「且」に作る。

犬 18 ②

1. 犬見鼠不動、且有賊臣。
2. 犬立行者、不出百日、家有死亡、口舌失火。
3. 犬無故自嚴、其子爲疾病去宅。不去、有獄死事。
4. 犬溺食器、父母死事。
5. 犬銜衣迎人、年中貴富。
6. 犬盜他人物、歸者勿畜、凶。
7. 犬自死、縣官事、宅耗財。
8. 犬無故與馬牛共戲、且有喪。
9. 犬無故上屋四向望、凶。
10. 犬載甌器物、憂疾、病、死、長不出卅日。

犬 18 ③

1. 犬鼠^(一)を見て動かざれば、且に賊臣有らんとす。
2. 犬立ちて行く者あれば、百日を出でずして、家に死亡、口舌、失火有り。
3. 犬故無く自ら嚴かにすれば、其の子疾病を爲して宅を去る。去らざるも、獄死の事有り。
4. 犬食器に溺^{ゆぼり}すれば、父母に死事あり。
5. 犬衣を銜へ人を迎ふれば、年中貴富あり。
6. 犬他人の物を盗み、歸る者畜ふる者^な勿ければ、凶なり。
7. 犬自ら死すれば、縣官の事、宅財^{そこな}を耗ふ。
8. 犬故無く馬牛と共に戯むるれば、且に喪有らんとす。
9. 犬故無く屋に上りて四向望すれば、凶なり。
10. 犬甌器の物を載すれば、疾、病、死を憂ひ、長きも卅日を出でず。

犬 18 ④

(一)不詳。

犬 19 ①

雜災異曰黒犬白頭長耳四足白尾黃長者龍也煞之宜死也

犬 19 ②

『雜災異』曰、「黒犬白頭、長耳、四足、白尾、黃長、龍也。殺之、宜死也。」

犬 19 ③

『雜災異』に曰く、「^(一)黒犬にして白頭、長耳、四足、白尾、黄長なるは、龍なり。之を殺せば、宜しく死すべきなり。」と。

犬 19 ④

(一) 『初學記』卷二九、狗部、『太平御覽』卷九〇四、獸部・狗所引『白澤圖』に類似した文あり。佐々木聡『『白澤圖』輯校』71 (『復元白澤圖—古代中國の妖怪と辟邪文化』白澤社、2017) 参照。『雜災異』は『漢書』藝文志六藝略易に、三十五篇と著録あるものの、特に他に佚文をみつけられず。

犬 20 ①

雜五行書曰犬生四子取黄養之犬生五子取青子養之犬生六子取赤子生七子取黒犬生八子取白也白犬爲頭令得財白犬黒尾命人世 乘車黒犬白耳主畜之令人富貴黒犬白前兩足宜子孫黄犬白尾令人世 衣冠

犬 20 ②

『雜五行書』曰、「犬生四子、取黄、養之。犬生五子、取青子、養之。犬生六子、取赤子。生七子、取黒。犬生八子、取白也。白犬烏頭、令得財。白犬黒尾、命人世事乘車。黒犬白耳、主畜之、令人富貴。黒犬白前兩足、宜子孫。黄犬白尾、令人世世衣冠。」

犬 20 ③

『雜五行書』に曰く、「^(一)犬四子を生めば、黄ろきを取りて、之を養ふ。犬五子を生めば、青き子を取りて、之を養ふ。犬六子を生めば、赤き子を取る。七子を生めば、黒きを取る。犬八子を生めば、白きを取るなり。白犬にして烏^{くろ}き頭は、財を得せしむ。白犬にして黒き尾は、人をして世世に車に乗せしむ。黒犬にして白^{やしな}き耳は、主之を畜へば、人をして富貴ならしむ。黒犬にして白き前兩足は、子孫に宜し。黄犬にして白き尾は、人をして世世衣冠せしむ。」と。

犬 20 ④

(一) 『藝文類聚』卷九四、獸部・狗所引『雜五行書』にみえる。『雜五行書』は目録に著録なし、『藝文類聚』『太平御覽』などに引用あり。古いものでは南朝宋劉敬叔『異苑』にも引用がある。『玉函山房輯佚書』子編五行類。

犬 21 ①

1.  1. <一屋四向豎此符門戸上大吉> 2.  2. <上牀臥處中著大吉> 3.  3. <犬號門戸上之>
4.  4. <犬起正處中着> 5.  5. <門戸溺桃湯洗門戸上也> 斬媛鬼 <大雨子生符厭吉> 6.  6.

犬 21 ①
 犬 21 ②
 犬 21 ③
 犬 21 ④

犬 21 ①
 犬 21 ②
 犬 21 ③
 犬 21 ④

犬 21 ③

犬 21 ③
 犬 21 ④

犬 21 ④

犬 21 ④
 犬 21 ⑤